

第6次湯前町総合計画
後期基本計画



マイ
ホームタウン
ゆのまえ

線路内の立ち入りは禁止されています。

表紙の写真はくま川鉄道株式会社の許可を得て撮影しています。

第6次 湯前町総合計画

【はじめに】

- ◇第1章 第6次総合計画 後期基本計画策定の基本方針・・・・・・・・・・2
- ◇第2章 計画策定の役割と期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- ◇第3章 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

【基本計画（後期：令和6年度～令和9年度）】

- 第1章 命を守る安心安全のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 第2章 次世代につなぐ持続可能な産業づくり・・・・・・・・・・・・15
- 第3章 ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくり・・・・・・・・・・24
- 第4章 ささえ愛で心温まる福祉づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
- 第5章 地域をつなぐ人づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
- 第6章 みんなで描き育むまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・56

【事業計画】

- 事業計画（令和6年度～9年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
- 普通会計歳入歳出計画表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82

◇第1章 第6次総合計画 後期基本計画策定の基本方針

第1節 総合計画策定の趣旨

湯前町では、令和3年3月に令和3年度から令和9年度までを期間とする第6次湯前町総合計画を策定し、その将来像として掲げたまちづくりのキャッチフレーズ「マイ ホームタウン ゆのまえ」を目標として、令和3年度から3年間、前期基本計画を基に地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを展開してまいりました。

前期基本計画の期間である令和3年度から令和5年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、移動制限等による人流の減少や景気の停滞などで地域経済に影響を与えました。また、世界的な情勢不安による物価、原油価格高騰で家庭経済にも大きな影響を与えています。

加速する少子高齢化、年々激甚化する災害や疫病、地方創生の推進と急激な社会の変化など、私たちを取り巻く時代の潮流は、これまでの予想をはるかに上回る勢いで進んできており、これに合わせて町民が求める価値観や生活意識も変化しています。

こうした時代の変化をとらえ、新しい時代へのまちづくりの展開を図るために、令和6年度から令和9年度までの4年間のまちづくりの指針となる後期基本計画を策定することとしました。

第2節 基本構想の理念と将来像

■まちづくりの理念

本計画を策定するにあたり、次の3つを理念として掲げます。

- 安全で安心して生活を送ることができる、暮らしやすいまちづくり
- 美しい自然環境、豊かな歴史などの地域資源を生かしたまちづくり
- 未来につながる人や資源を最大限に活用する持続可能なまちづくり

■将来像（まちづくりのキャッチフレーズ）

「マイ ホームタウン ゆのまえ」

～人と自然と歴史が調和し、未来を創造する町～

湯前町が、いつまでも心のよりどころである「ふるさと」であり続けるために、町民一人一人が夢と誇りを持って活力ある未来を創造し、人と自然と歴史が調和したまちづくりを実現するために計画を進めていきます。

◇第2章 計画策定の役割と期間

本町では、まちづくりの基本方針を明らかにするために、これまで5期にわたって総合計画を策定してきたところです。このたび令和3年度から令和9年度までの7年間の方針を示す第6次湯前町総合計画を策定しました。

第1節 計画の役割

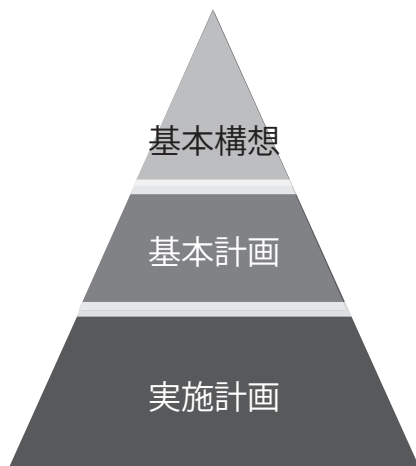
湯前町総合計画は、以下の役割を果たします。

- (1) 本町の町政全般における最上位計画としての役割
- (2) 時代の流れを認識し、将来目標達成に向けての政策を明らかにする役割
- (3) 町民と行政の協働による政策形成の仕組みを明らかにする役割
- (4) 国・県・近隣市町村との連携・協力を進めていく上での基本指針としての役割

第2節 計画の構成と期間

湯前町総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画によって構成します。

それぞれの役割は、次のとおりです。



■基本構想

湯前町が目指す将来像と、これを実現する政策の柱、将来像実現に向けたまちづくりの方針などを「基本方針」として示すものです。

■基本計画

基本構想を実現するための具体的な政策・施策・単位施策・主な事業を体系的に示すものです。

■実施計画

基本計画で定めた施策体系に基づいて、毎年度の行財政運営における事業実施方策を明らかにし、事業内容を具体的に示すものです。

■計画の期間

| | |
|--|------------------------------|
| 基本構想（7年間） 令和3年度（2021年度）～令和9年度（2027年度） | |
| 基本計画【前期】（3年間） 令和3年度～令和5年度 | 基本計画【後期】（4年間） 令和6年度～令和9年度 |
| 実施計画（計画期間3年間で毎年見直し） | |
| 実施計画 | 実施計画 |
| 実施計画 | 実施計画 |
| 実施計画 | 実施計画 |
| | 実施計画 |

◇第3章 計画策定の背景

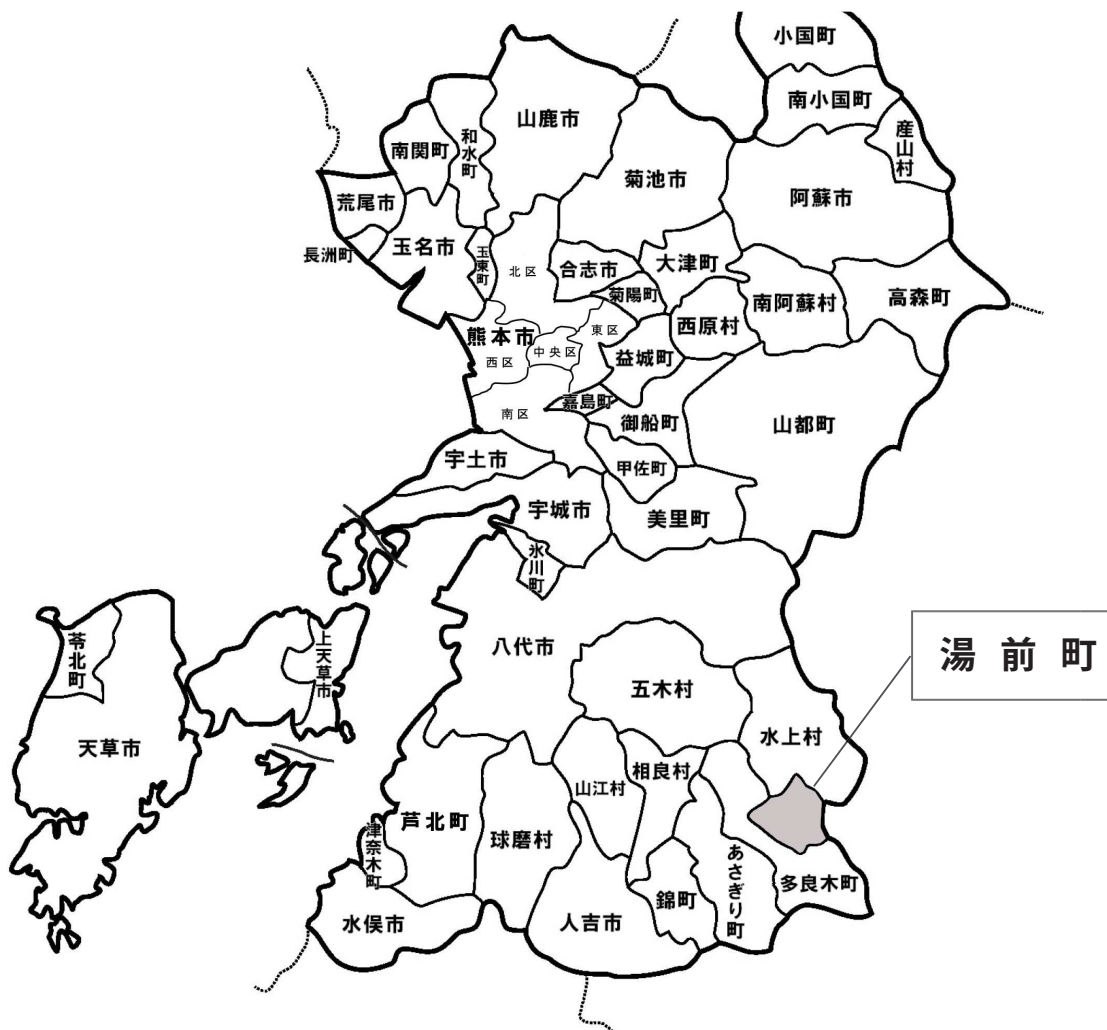
第1節 湯前町の概況

本町は熊本県の南部に位置し、平野部は球磨盆地（人吉盆地）の東端、山間部は九州山地の一角を占めています。東西方向 8.5km、南北方向 10km、総面積は 48.37km²で、その 7 割強が林野となっています。

町境の西から南側にかけては多良木町、北側は球磨川を挟み水上村、東側は九州山地を介して宮崎県児湯郡西米良村と接しています。

急峻な山地に囲まれた球磨地域は、盆地特有の地形と気候で外敵を阻みつつ、独自の文化を形成しました。城泉寺（浄心寺）の「木造阿弥陀如来及び両脇侍像」に代表される鎌倉時代からの仏教文化が数多く残されていることは、明治時代まで約 700 年間続いた相良氏の統治と深く関係し、そのストーリーは平成 27 年度に「相良 700 年が生んだ保守と進取の文化」として日本遺産に認定されました。

明治 22（1889）年の町村制施行で湯前村となり、昭和 12（1937）年 4 月 1 日に町制を施行し現在に至っています。



第2節 湯前町を取り巻く情勢

1 人口減少と人口構造の変化

わが国の人口は、令和4年に約1億2,494万人となり、人口減少が進行しています。国の試算では、令和22年の人口は約1億1,283万人にまで減少する見込みです。

本町では、令和2年の人口は3,627人で、平成27年に対し358人の減少となりました。このままの状況が続くと令和17年には、2,500人まで減少することが見込まれています。また町人口に占める高齢者の割合が、令和3年度末には老年人口（65歳以上）が生産年齢人口（15歳以上64歳以下）を上回っており、令和17年には50.4%となる見込みです。このことが労働生産性の低下や社会保障制度などにも大きな影響を与え、地域の経済活動の制約要因となります。

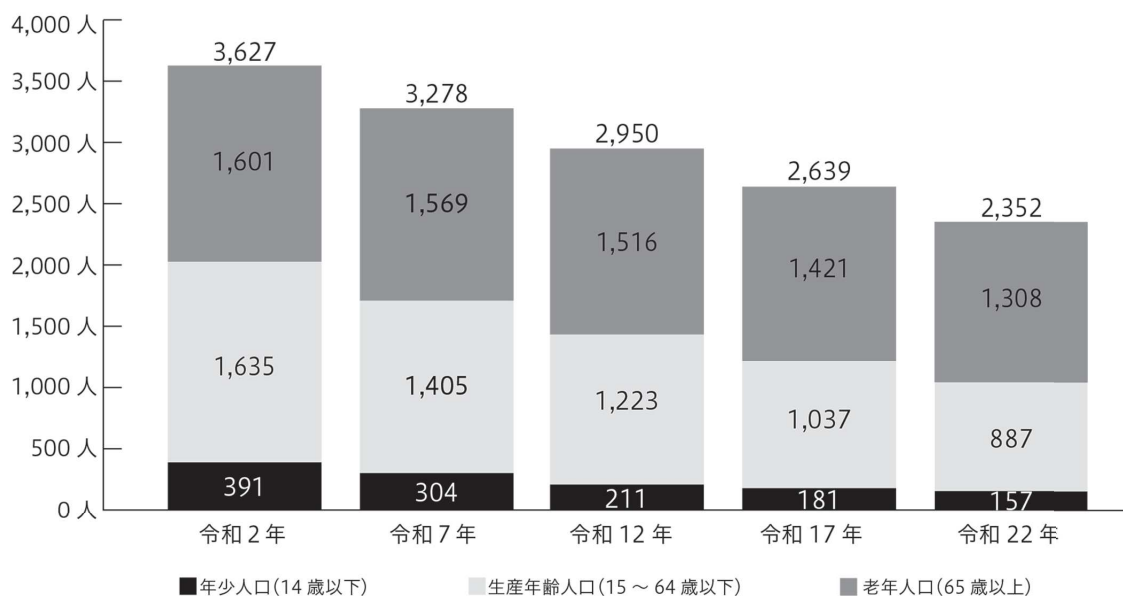
○湯前町の人口

(単位：人)

| 年 | | 令和2年 (2020年) | 令和7年 (2025年) | 令和12年 (2030年) | 令和17年 (2035年) |
|--------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 総人口 | | 3,627 | 3,207 | 2,840 | 2,504 |
| 年齢 階 層 | 年少人口 (14歳以下) | 391 (10.8%) | 356 (11.1%) | 295 (10.4%) | 245 (9.8%) |
| | 生産年齢人口 (15～64歳) | 1,635 (45.1%) | 1,381 (43.1%) | 1,176 (41.4%) | 996 (39.8%) |
| | 老年人口 (65歳以上) | 1,601 (44.1%) | 1,470 (45.8%) | 1,369 (48.2%) | 1,263 (50.4%) |

※平成27年の数値は国勢調査。令和2年から令和12年の数値は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の市区町村別将来推計人口」（平成30年3月公表）から

人口の推移



第6次 湯前町総合計画

基本計画

(後期計画：令和6年度～令和9年度)

- ◇第1章 命を守る安心安全のまちづくり
- ◇第2章 次世代につなぐ持続可能な産業づくり
- ◇第3章 ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくり
- ◇第4章 ささえ愛で心温まる福祉づくり
- ◇第5章 地域をつなぐ人づくり
- ◇第6章 みんなで描き育むまちづくり

| | |
|---------------------------|----|
| ◇体系図 | 8 |
| ◇第1章 命を守る安心安全のまちづくり | 10 |
| 第1節 防災消防 | 10 |
| 第2節 防疫対策 | 12 |
| 第3節 交通安全と防犯 | 13 |
| ◇第2章 次世代につなぐ持続可能な産業づくり | 15 |
| 第1節 農業の振興 | 15 |
| 第2節 林業の振興 | 18 |
| 第3節 商工業の振興 | 20 |
| 第4節 観光の振興 | 22 |
| ◇第3章 ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくり | 24 |
| 第1節 土地利用計画 | 24 |
| 第2節 交通体系の整備 | 25 |
| 第3節 上水道 | 27 |
| 第4節 公共下水道と浄化槽 | 29 |
| 第5節 住宅対策 | 31 |
| 第6節 環境衛生 | 33 |
| ◇第4章 ささえ愛で心温まる福祉づくり | 35 |
| 第1節 地域福祉活動 | 35 |
| 第2節 高齢者福祉 | 36 |
| 第3節 児童福祉 | 38 |
| 第4節 ひとり親福祉 | 40 |
| 第5節 障がい福祉 | 41 |
| 第6節 町民保健 | 43 |
| 第7節 保険医療 | 46 |
| ◇第5章 地域をつなぐ人づくり | 48 |
| 第1節 学校教育の振興 | 48 |
| 第2節 社会教育の振興 | 51 |
| 第3節 社会体育の振興 | 53 |
| 第4節 文化財保護と文化振興 | 54 |
| ◇第6章 みんなで描き育むまちづくり | 56 |
| 第1節 情報化社会への対応 | 56 |
| 第2節 参画と協働の推進 | 58 |
| 第3節 行財政運営 | 60 |
| 第4節 広域行政と広域連携の推進 | 62 |

◇体系図

将来像
 マイホームタウン ゆのまえ
 人と自然と歴史が調和し、未来を創造する町

| 大綱 (章) | 施策分野 (節) | 施策 |
|---------------------------------------|-------------|--|
| 1 命を守る 安心安全の まちづくり | 防災消防 | 1 消防団と自主防災組織の体制強化 2 防災対応能力の強化 |
| | 防疫対策 | 1 感染症予防対策 2 畜産業における防疫対策 |
| | 交通安全と防犯 | 1 交通安全ルールの普及徹底 2 道路交通環境 3 消費者行政の推進の整備 4 防犯環境の整備と防犯意識の向上 |
| 2 次世代につなぐ 持続可能な 産業づくり | 農業の振興 | 1 農業後継者や担い手の確保・育成 2 生産基盤の整備 3 農地保全と有効活用 4 生産性の向上 5 農地集積・集約の取り組み 6 食と農のつながりの深化 |
| | 林業の振興 | 1 林業経営の効率化と森林管理の適正化 2 担い手の育成 3 地域産材の需要拡大と付加価値供給 4 森林の多様な利用の推進 |
| | 商工業の振興 | 1 商店街の活性化と利用促進 2 後継者育成と事業承継の支援 3 小規模事業者の支援 4 農林と観光業との連携支援 5 ワークেশン事業の推進 |
| | 観光の振興 | 1 観光資源の創出 2 推進体制・情報発信力の強化 3 イベントの開催 4 観光施設の整備 |
| 3 ずっと 住み続けられる 安らぎの 住環境づくり | 土地利用計画 | 1 山林ゾーン保全整備 2 農地ゾーン保全整備 3 中心市街地ゾーン保全整備 |
| | 交通体系の整備 | 1 国道・県道の整備促進 2 町道の整備・補修 3 農道の整備・補修 4 交通体系の充実 |
| | 上水道 | 1 水資源の保全 2 持続可能な水源の確保 3 耐震化の推進 4 老朽化施設の更新 5 維持管理の強化 |
| | 公共下水道と浄化槽 | 1 下水道への加入促進 2 生活雑排水処理の推進 3 経営安定の強化 |
| | 住宅対策 | 1 町営住宅の整備 2 分譲地の整備 3 空き家対策 4 個人住宅の新築及び長寿命化への支援 |
| | 環境衛生 | 1 ごみ処理体制 2 ペットの適正飼育 3 生活環境苦情への対応 4 水質保全対策 5 地球温暖化防止対策 |

| 大 綱 (章) | 施策分野 (節) | 施 策 |
|-----------------------------|------------------|---|
| 4 ささえ愛で 心温まる 福祉づくり | 地域福祉活動 | 1 計画的な地域福祉の推進 2 地域で支えあう体制の充実 |
| | 高齢者福祉 | 1 高齢者福祉計画の計画的な推進 2 生きがいつくりと生活支援サービスの提供 3 介護の予防と支援 |
| | 児童福祉 | 1 乳幼児期の教育・保育の環境整備 2 地域ぐるみでの子育て環境づくり 3 安心できる子育て環境づくり |
| | ひとり親福祉 | 1 自立に向けた相談・指導の充実 2 支援体制の周知徹底 |
| | 障がい福祉 | 1 地域サポート体制の確立 2 相談体制の充実 3 自立のためのサービスの充実 |
| | 町民保健 | 1 生活習慣病予防の推進 5 各種健診の推進 2 感染症予防の推進 6 医療体制・救急医療 3 母子・歯科・精神保健の推進 4 食育の推進 |
| | 保険医療 | 1 医療保険の健全運営 2 保健事業の推進 |
| 5 地域をつなぐ 人づくり | 学校教育の振興 | 1 校内研修の充実と学力向上 2 小中一貫教育の推進 3 地域とともにある学校づくり 4 人権教育の推進 5 食育の推進 6 学校教育施設・設備の整備 |
| | 社会教育の振興 | 1 青少年の健全育成 2 読書活動の推進 3 人権教育の推進 4 地域学校協働本部事業と家庭教育の推進 5 生涯学習・分館活動の推進 6 社会教育施設の充実 |
| | 社会体育の振興 | 1 スポーツ団体の充実・活性化 2 体育施設の整備・維持管理 |
| | 文化財保護と 文化振興 | 1 文化財愛護意識の向上 2 未指定文化財の調査 3 指定文化財の維持管理 4 文化団体の育成 5 湯前まんが美術館事業の充実 |
| 6 みんなで描き 育むまちづくり | 情報化社会への対応 | 1 情報発信と情報取得の充実 2 デジタルデバイド解消と相談会の充実 3 デジタル手続きによる行政事務の効率化 |
| | 参画と協働の推進 | 1 参画と協働機会の創出 2 男女共同参画の推進 3 広聴活動の充実 |
| | 行財政運営 | 1 事業の選択と集中 3 適切な課税と徴収強化 2 計画的な人材育成 4 新たな財源の確保 |
| | 広域行政と広域連携の 推進 | 1 広域行政の推進 2 近隣市町村などとの連携強化 |

実
施
計
画

第1章 命を守る安心安全のまちづくり

第1節 防災消防

1. 現況と課題

平成28年熊本地震をはじめ令和2年7月豪雨災害など、未曾有の大災害が本県で発生しており、今後も南海トラフや人吉盆地南縁断層を震源とする地震による災害の発生が予測されています。また近年は、発達した雨雲が列をなし、同じ場所で非常に激しい雨をもたらす「線状降水帯」による水害も毎年のように全国各地で発生しています。本町は地理的条件により水害のリスクが少ない地域ですが、半面「災害」が身近なできごとではないため、防災、減災に関する意識が低い傾向にあります。

①② 消防団員の確保では、人口減少や若年層の都市部への集中により、新入団員の確保が困難になっており、また団員の年齢層も年々高くなっています。しかし、近年、全国各地で毎年発生している激甚災害においては、消防団員による人命救助や避難誘導が住民の生命、身体を守るうえで重要な役割を果たしております。そのため、一定の消防団員数を確保するため、基本消防団員を退団した団員に引き続き「臨時的な消防団活動」の協力者として、機能別消防団員として再入団を求めています。

また、自助・共助の防災活動の根幹となる自主防災組織については、令和4年度にほとんどの地区において「地区防災計画」を作成いただき、町総合防災訓練への参加や各地区単位で防災に関する活動が行われております。今後、南海トラフ地震など、大規模な災害の備えとして、各組織の防災に関する活動が自発的に行われ、かつ継続した活動として定着がすることが求められます。

2. 基本方針

消防団においては、各部が活動できる一定の団員数を確保するため、引き続き地縁等を通じて加入促進を図るとともに、処遇等の改善や情勢に応じた消防団行事の不断の見直しを行い、団員の負担軽減を図ります。そのうえで、上球磨消防署をはじめ防災関係機関との訓練等により、火災や災害対応における知識や技術の向上を図ります。

自主防災組織においては、各地区防災計画に基づき、地区の災害リスクに応じた防災活動に取り組んでいただき、町は各組織で必要となる物品の購入支援や講習会の開催のサポート等を通して、各組織の防災体制の強化を図ります。

3. 施策

①消防団と自主防災組織等の体制強化

近年、様々な分野で活用が進んでいるドローンを始め、技術革新が進む消防・防災資機材の充実を図り、住民の安全確保はもとより、現場で活動する消防団員や町職員等の安全の確保を図ります。また、資機材の充実と合わせて、資機材を操作するオペレーターの育成に取り組み、作業の効率化及び二次災害の防止に努めます。

自主防災組織については、各組織の防災に関する活動を主体的に企画・運営できる人材として「防災士」の育成を図り、自助・共助による防災・減災運動を推進いたします。また、各組織の活動を主動する人材を確保するため、地区住民の他、機能別消防団員の自主防災組織の活動への参加など、自主防災組織の運営体制の強化に取り組みます。

②災害対応能力の強化

災害が発生した際に混乱を避けることはできないが、混乱を最小限に止め、速やかに住民の人命救助や安全確認、避難誘導など人命に関わる活動を開始するためには、防災訓練を繰り返し行うことが重要であるため、町総合防災訓練や各地区単位での防災訓練を継続して行い、各組織及び地域住民の災害対応能力の向上に努めます。

■目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状 (令和 4 年度) | 令和 9 年度目標値 |
|----------------------|---------------|------------|
| 防災士の人数 | 5 人 | 20 人 |
| 自主防災組織の防災訓練 実施組織数 | — | 10 組織/年 |

■関連計画など

地域防災計画、湯前町国土強靱化地域計画、第二期湯前町総合戦略



第2節 防疫対策

1. 現況と課題

① 令和元年12月に検出された新型コロナウイルスが全世界に爆発的な広がりを見せ、数多くの犠牲者をもたらしただけでなく、経済にも大きなダメージを与えました。危険度が高いと考えられる感染症（新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ、^{サーズ}SARSなど）が確認された場合は、保健所などの関係機関との連携が重要になります。あらゆる感染症を予防し、尊い人命や経済的損失を生み出さないための取り組みが求められています。

② 産業面でも、家畜伝染病などの感染リスクを低減させるために、これまで以上の徹底した衛生管理が不可欠です。

2. 基本方針

感染症の感染拡大を防止するためには、国や県のガイドラインや新たな情報をいち早く取り入れ、町民により早く正確な情報を発信するとともに、町民一人一人にこれまでと違う日常であるという自覚を促します。

畜産業では、熊本県城南家畜保健衛生所などの機関と連携し衛生指導などの発生予防に努めます。

3. 施策

① 感染症予防対策

「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新型コロナウイルス感染症をはじめ、各種感染症の発生時に、町民生活に不可欠な行政サービスの提供と町民への感染拡大の防止や感染予防の対策を行います。日常生活でも、町民一人一人が正しい知識をもって予防・感染対策を実践できるよう継続的な普及啓発活動に取り組みます。

② 畜産業における防疫対策

熊本県城南家畜保健衛生所と連携し、衛生指導や各種予防注射の推進を図るとともに、飼養衛生管理基準の遵守を徹底することで、家畜伝染性疾病の発生予防を進め、人に感染するリスクを回避します。

■目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状（令和4年度） | 令和9年度目標 |
|-----------------------|------------|---------|
| インフルエンザワクチン接種率（65歳以上） | 57.2% | 70.0% |

■関連計画など

新型インフルエンザ等対策行動計画

第3節 交通安全と防犯

1. 現況と課題

- ① 近年、飲酒運転やあおり運転などの悪質行為が多発し、厳罰化の傾向に進んでいます。全国的には交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢者が関係する交通事故の割合は非常に高くなっています。本町でも継続して交通安全教室を実施していますが、高齢者の事故の割合は増えています。交通事故防止については、町民一人ひとりの交通安全意識の向上と事故防止への積極的な協力が必要であることから、今後も交通安全教室や広報活動を通じた啓発活動を充実させていく必要があります。
- ② 交通安全施設の整備については、交通指導員のカーブミラー清掃や点検等で危険個所を把握し、カーブミラーの設置や取替等を実施するなど、危険個所の解消に努めています。今後も道路交通環境の変化に伴い、継続して整備を行う必要があります。
- ③ 全国では大きな犯罪や事件が発生し、高齢者をターゲットとした「特殊詐欺」だけでなく、「窃盗」や「声かけ事案」などの犯罪が増加しています。犯罪を未然に防ぐためにも、警察等関係機関との連携を強化するとともに、地域における防犯対策や防犯意識の向上を図る必要があります。
- ④ 現在設置している防犯灯のLDEへの更新や、犯罪被害防止、行方不明者の早期発見等のために防犯カメラの設置が必要です。

2. 基本方針

交通安全施設の充実を図り、交通事故を未然に防ぐために環境整備を行います。また幼児・児童・生徒・高齢者に対する交通安全教室や、高齢者の交通事故防止につながる活動を実施し、安心・安全の町をつくります。

犯罪を未然に防ぎ、安心して暮らすことができるために必要な防犯環境整備を行うとともに町民一人ひとりの防犯に対する意識向上を図ります。

3. 施策

①交通安全ルールの普及徹底

多良木警察署や交通安全協会と連携し、年齢層に応じた交通安全教育の推進や交通安全運動の展開により、交通ルールの順守と交通マナーの浸透を図ります。高齢者の事故の割合が増加していることから、各種講習会の積極的な受講促進により自動車運転技術だけでなく、自転車使用時や歩行時の注意点などを周知徹底します。また、令和5年4月から自転車利用時の乗車用のヘルメット着用が努力義務化されたことを受け、ヘルメット着用率向上を目指します。

②道路交通環境の整備

道路の構造、交通の状況などにより、交通の安全を確保するために必要な交通安全施設の整備を行い、交通事故防止に取り組めます。

③消費者行政の推進

保健福祉課に設置している消費者相談窓口に加え、人吉・球磨生活支援ネットワークで実施している人吉市消費生活センターの相談体制を継続するとともに、関係機関と連携し消費生活相談体制の充実を図ります。

消費者意識の向上のため、広報誌などで啓発と消費生活情報の提供を行います。また高齢者などの消費者被害防止のため、警察等関係機関との連携を図りながら、住民・事業者・行政等が一体となって住民が安全かつ快適に生活することのできる地域社会づくりを目指します。

④防犯環境の整備と防犯意識の向上

夜間の犯罪防止、通行の安全確保に向け、地域との連携を図りながら、防犯灯のLED化を推進し、安全・安心な生活環境の整備に努めます。また、プライバシーに配慮した見守りカメラの設置を推進します。

■目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状 (令和4年度) | 令和9年度目標値 |
|-----------|-------------|----------|
| 事故発生数 | 30件 | 20件以下 |
| 犯罪発生数 | 6件 | 3件以下 |



第2章 次世代につなぐ持続可能な産業づくり

第1節 農業の振興

1. 現況と課題

農業は、生活に必要な食料を供給する機能とともに、国土保全などの多面的機能を持っています。しかし、農業者や農村人口の著しい減少・高齢化に伴い労働力の低下が進行しています。今後も農業者の減少が見込まれる中で、農業の生産基盤が損なわれ、地域コミュニティの衰退が一層進むことが懸念されます。

① 今後の本町の農業を支えていく認定農業者数は、50人程度で推移しています。しかし、令和2年の農林業センサスによる農業就業者は295人となっており、このうち60歳以上が約70%です。平成27年と比較すると農業就業者数は90人の減、60歳以上の割合は9.4%減となっています。本町の農業振興では、農業後継者や新規農業参入者などの担い手を確保・育成することが最重要と考えられます。

② また、離農や規模縮小された農地は、認定農業者を中心に集積され経営面積は拡大されていますが、施設園芸、葉タバコ、野菜類の作付けは減少し、水稻の作付も減少傾向となっています。

③ そうした中で、本町の農業は担い手農家を中心に水稻を基幹として施設園芸、畜産、葉タバコなどを組み合わせた複合経営で営まれています。しかし、近年の災害などによる農畜産物の被害、燃料・資材価格の高騰による農業所得への影響は農家の兼業化に拍車をかけ、後継者不足と農業者の高齢化が顕著で、その結果として生じる遊休農地や耕作放棄地の増加が、農業の置かれた環境の厳しさを示しています。

④⑤ 一方で、この10年間で20人の農業後継者や新規農業参入者の実績があります。担い手として営農に携わってもらうには、労働力不足解消や生産コスト削減のための支援が不可欠です。また、農林水産業及び食品産業の持続的な発展と食料の安定供給の確保を図る観点から、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」が策定されました。令和4年9月には環境負荷低減事業活動の促進及びその基礎の確立に関する基本的な方針が示され、その内容に基づき熊本県では令和5年3月に「熊本県みどりの食料システム基本計画」を県内全市町村と共同して策定しました。今後はこの基本方針や基本計画に基づき振興や支援を行い、消費者のニーズに合った収益性の高い農畜産物の導入などを、湯前町農業振興検討委員会をはじめとする関係機関と協議する必要があります。

圃場整備後40年以上が経過し、老朽化した用排水路の改修などの生産基盤は、担い手からの要望により計画的に整備していく必要があります。

スマート農業の導入は担い手とともに情報収集を行い、共有していくことが重要になってきます。

2. 基本方針

次世代につなぐ持続可能な農業を実施していくため、農業振興検討委員会などの意見を参考に、農業後継者や担い手の確保・育成が最重要課題と捉えた施策を展開します。農業生産のための基盤整備は、農業用水の安定供給だけでなく災害を未然に防止する役割もあるため、地域とともに農地などの保全活動に取り組んでいくこととします。

所得向上なくして農業の持続化はなく、農業を取り巻く環境整備を図る必要があります。そのためにも国や県が策定した「みどりの食料システム戦略」に基づいた基本方針や基本計画を取り入れ

た農業の推進や担い手への農地の集積・集約によって、持続可能な農業を推進します。このほか、近年多発する災害や気候変動への対応や食と農のつながりを深めるための活動を進めます。

3. 施策

①農業後継者や担い手の確保・育成

本町の農業を持続的に発展させるために、農業後継者や担い手の確保・育成が必要です。特に担い手の確保は最重要課題と捉えます。他産業へ就業機会が増加する中、後継者や新規就農者へ各種支援策などを広く情報提供するとともに関係機関や農学連携による研修や教育への支援、就農相談を実施し、農業経営の安定化対策を進めます。

農作業を受託する農業者についても、担い手の確保・育成を図ります。

②生産基盤の整備

用排水路は、圃場整備後約40年以上経過し老朽化が進み、改修などが必要となっています。補助事業を活用した改修などを行い農業用水の安定供給を図り、営農の活性化のために水田の乾田化による収益性の高い作物の導入や裏作なども協議しながら担い手などの営農活動、所得向上に結びつくように進めます。

これまで整備されてきた農道などの施設は、適切な管理を図りながら地域の状況に応じた整備を進めます。

③農地保全と有効活用

農地は、食料の安定供給だけでなく、生活を守る役割や洪水の防止、水資源のかん養などの多面的機能を持ち、その維持を図るために日本型直接支払制度などの活用で、地域住民一体となって農地や農業用施設の保全管理、鳥獣害の防止に努め、遊休農地や耕作放棄地の発生防止を図ります。国の中山間地域等直接支払制度交付金事業の対象とならない地域には、湯前版中山間地域直接支払制度を周知しながら、特に畑地帯は国・県や町独自の補助事業で所得向上に結び付けられるように推進します。また林農連携による取り組みも関係者と協議し、農地の有効活用対策を図ります。

④生産性の向上

農家の高齢化、担い手の減少により労働力不足が懸念^{けねん}されています。近年は、農作業の省力化や負担軽減につながるスマート農業に関する情報が国や企業などから提供されています。これらの情報を担い手と共有するとともに先端技術を農業の現場へ導入することへの理解も必要です。

今後は湯前町農業公社を再編し、特に人材が必要な収穫などのときに、地域と連携した担い手などへの支援を図ります。また、環境負荷低減や高品質な農作物の安定生産に向けた取り組みを推進していくために化学肥料や農薬使用量を低減した土づくりへの取り組みなど有機農業の拡大を図れるように進めていきます。

⑤農地集積・集約の取り組み

農地集積・集約化は、地域計画の作成に取り組む必要があり、地区の実情に応じた将来の農地利用を農業委員会や農地利用最適化推進委員など関係機関と協議しながら、担い手が各種施策を活用した結果、担い手などに農地が集積し、さらに集約化が図られるよう進めます。

⑥食と農とのつながりの深化

児童や生徒などを中心に、食育の推進とふるさとの食文化や地域食材への理解を深めてもらえるように、地産地消の取り組みを進めていきます。また、商工業と連携した名産品の開発・磨き上げ、魅力ある買い物場所の確保で、都市住民などが農村の季節に応じた食材などを生産現場を直接見て感じてもらえる環境づくりを推進します。

■目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状 (令和 4 年度) | 令和 9 年度目標値 |
|------------|---------------|------------|
| 新規就農者数 | 6 人 (R3 ~累計) | 10 人 (累計) |
| 担い手への農地集積率 | 51.2% | 60.0% |

■関連計画など

第二期湯前町総合戦略
湯前町農業振興プラン

■用語解説

・日本型直接支払制度

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援する農林水産省の制度で、「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支払」の3つの対策の総称です。

・スマート農業

ロボット技術や情報通信技術 (ICT) などの先端技術を活用し、省力化や高品質な生産などを可能にする農業技術の総称です。

・地域計画

地域の農業者等の話し合いを経て、人・農地プランを基に農地1筆ごとの10年後の耕作者計画を記した「目標地図」を追加し、地域農業の将来の在り方を明確化し、農地の集約化を加速させる計画です。

・みどりの食料システム戦略

国内農林水産業の生産力強化や持続可能性の向上を目指し、令和3年5月に農林水産省が策定した食料生産の方針となり、農林水産業に伴う温室効果ガスの放出や化石燃料由来の肥料の使用量を減らすなどの環境負荷の低減策が中心となるものです。

第2節 林業の振興

1. 現況と課題

①② 本町の民有林は上球磨森林組合をはじめ林業事業者が適時森林整備を行って、適切に管理されている森林が多く、多くの雇用を創出し地域振興の一翼を担っています。森林内の資源が成熟し、森林の伐採が増えるとともに、再造林や下刈り、間伐などの施業の増加が見込まれますが、林業従事者の確保が困難な状況にあり喫緊の課題となっています。

③④ また当地域は森林経営・管理の集約化が進み、林業が生業として成り立っている全国的にみても希な地域ですが、ウッドショックによる材価の高止まりが続く中、森林所有者の森林への関心の薄れから未相続となる森林もあり、将来的に管理できない森林の増加が危惧されています。

2. 基本方針

林業経営の効率化と森林管理の適正化を図るため、林業事業者と協力して森林所有者に対し適切な森林管理・経営を促すとともに、林業振興で最も重要な林業従事者の育成・確保を支援します。

また原木の安定供給のための施策だけでなく、出口戦略としての地域の木材の需要拡大に係る取り組みを推進します。

3. 施策

①林業経営の効率化と森林管理の適正化

民有林の適正な管理を持続するため、森林経営意欲のなくなった森林を森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用して、森林が荒廃しない最低限必要な施業を行います。民有林の大半を町有林が占めている特徴を生かして、さらなる森林管理・経営の集約による適正な森林管理の持続を図るため、町に対する森林の寄付を積極的に受け入れます。

現在、民有林面積の9割以上の森林で森林経営計画が作成されていて、管理者不在の森林は極めて少ないため、引き続き林業経営の効率化と森林管理の適正化のため森林経営計画の作成を推進します。

民有林の施業には、森林経営意向調査の結果や本町の森づくりの基本構想に基づき、それぞれ設定したゾーニングに則した施業を支援します。

令和2年7月豪雨や令和4年台風14号などで被災した林道・作業道は、災害復旧事業で早期復旧を図りますが、他所管との調整が必要な路線は、関係機関と被災箇所全体の復旧工程を協議のうえ計画的に進めます。

②担い手の育成

森林資源の成熟に伴い、森林の更新やその後の保育事業は今後増加することが見込まれていて、適切な森林施業を持続するため、林業従事者を確保する取り組みを支援します。

また林業従事者を労働災害から守るため、労働安全装備品の導入を支援します。

③地域産材の需要拡大と付加価値供給

地域で生産された木材を地域内で消費する地産地消の体制の構築を推進するため、公共施設の木造・木質化や木造住宅などでの地域産材利用を促進し、地域内での需要拡大を図ります。

地域内で生産されている木材の5割程度は丸太のまま地域外へ流通しており、地域内の製材所などで加工し販売事業所に付加価値供給することで、森林から得られる利益が地域内に還元できるように、地域で生産される木材の付加価値供給の体制整備を支援します。

④ 森林の多様な利用の推進

森林・林業への関心を高めるため、「熊本県企業・法人等との協働の森づくり活動」に積極的に取り組み、森林での活動を通して森林に親しみ、企業や都市との交流を図ります。

また、林業経営の場としての利用に限らず、森林空間を健康や観光、教育などの多様な分野で活用する取り組みを推進します。

■ 目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状 (令和4年度) | 令和9年度目標値 |
|-------------|-------------------------|-------------------------|
| 森林経営計画の策定割合 | 88.0% | 90.0% |
| 木材取扱量 | 10,344m ³ /年 | 11,000m ³ /年 |
| 林業従事者数 | 90人 | 90人 |

■ 関連計画など

湯前町森づくり構想
第二期湯前町総合戦略

■ 用語解説

・ 森林環境譲与税

森林が持つ公益的機能の維持増進の重要性から、都道府県や市町村が実施する森林の整備とその促進に関する施策の財源に充てるために譲与される税金です。

・ 熊本県企業・法人等との協働の森づくり

平成20年12月に施行された熊本県の「企業・法人等との協働の森づくりに関する指針」で、熊本県では企業・法人などとの森づくりを支援しており、社会貢献活動や環境問題に関心の高い企業や法人などと森林所有者との間に立ってコーディネートなどを行っています。

第3節 商工業の振興

1. 現況と課題

- ① 本町の商工業は、消費者ニーズの多様化を背景に町外の大型店などへ買い物客が流出し、事業所数、販売額は減少傾向にあります。人口減少や事業主の高齢化に伴う若手後継者不足、若年層の都市部流出も著しく、「しごと」の場の確保や働き手の不足も課題となっています。
- ②③④ そのような中、本町商工業者のほとんどは小規模事業者であり商工会のサポートで経営を支えられているのが実態であり、町と商工会とが連携し事業者の持続的な経営の継続、事業承継に向けた支援が必要となっています。
- ⑤ また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、企業の働き方も多様化しており、急速にテレワークやワーケーションが広がっています。本町でも令和4年度からワーケーション実証事業を開始し、3企業12名に参加いただいています。地方へ企業が進出する動きが加速している中、都市部から来る企業の受け入れも積極的にいき、地域の活性化につなげていく必要があります。

2. 基本方針

多様化する消費者ニーズを的確に把握し、個店の自助努力を促すとともに、既存事業所の経営の安定や強化、後継者の育成、事業承継の支援、関係機関と連携した地域資源を活用した商工業の振興に努めます。

また、ワーケーション等を推進することにより交流人口・関係人口の創出、企業誘致、持続的な経済の発展につなげていきます。

3. 施策

① 商店街の活性化と利用促進

町外への買い物客の流出抑制のために、商工会などの関係機関と連携し、より魅力ある買い物環境を提供しにぎわいのある商店街づくりを推進します。また商工会が実施する商品券事業を支援することで地元商店の利用促進を図ります。

② 後継者育成と事業承継の支援

次代の商工業者の担い手育成と産業技術の承継のために、商工会や関係機関と連携して経営力強化と経営基盤整備を支援します。

③ 小規模事業者の支援

商工会と連携して小規模事業者の持続的経営のために個店の自助努力を促しながら継続的支援を行います。

④ 農林・観光業との連携支援

地域資源を活用した特産品の開発による地域経済活性化を図るために、農林業者との連携強化や情報提供などを行います。また観光業と連携し、イベントでの観光入込客の増加や観光商品の開発などでにぎわいを創出します。

⑤ ワークেশョン事業の推進

本町の地域資源を活用しながら、働く場として選んでもらえるようワークেশョンができる環境を整えるとともに、ワークেশョンを通して、交流人口・関係人口を増やし、将来的な企業誘致や移住を含めた地域の活性化に努めます。

■ 目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状 (令和 4 年度) | 令和 9 年度目標値 |
|-----------|---------------|------------|
| 事業所数 | 166 | 170 |
| 創業者数 | 1 人 (R3 ~累計) | 4 人 (累計) |

■ 関連計画など

第二期湯前町総合戦略

■ 用語解説

・ 小規模事業者

商業・サービス業で従業員数が 5 人以下（製造業などは 20 人以下）の商工業者のことです。

・ 事業承継

現在の経営者が自分の会社や事業を他の人物に引き継ぐことです。

・ ワークেশョン

仕事（ワーク）と休暇（バケーション）を組み合わせた造語のことです。

第4節 観光の振興

1. 現況と課題

①②観光業に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に5類感染症に移行されたことにより、行動制限がなくなり国内の消費活動は活性化し、観光への需要も高まり始めました。また、令和2年7月豪雨からも人吉市をはじめ管内市町村で復旧・復興が進んでおり、甚大な被害を受けたくま川鉄道も令和3年11月に湯前駅から肥後西村駅までの部分運航を再開し、令和7年度には全線開通が予定されています。

③本町では観光拠点である「ゆのまえ温泉湯楽里」から他事業者や観光施設への来訪者の循環を図っていくことが求められています。また「ゆのまえ漫画フェスタ」やロゲイニングなどを通し、町の観光資源や魅力を効果的に発信することが必要です。

④観光客を呼び込むための各観光施設整備は、「ゆのまえ温泉湯楽里」大規模改修などを行うことができましたが、今後も計画的に更新などを進めていく必要があります。また、くま川鉄道の終着駅として駅周辺の賑わい創出を図ります。

2. 基本方針

広域的に連携することで地域資源の発掘と効果的な磨き上げを図り、地域観光のブランド力を高めます。地域の特色が発信できるイベントを開催しながら、観光情報を効果的に発信します。町の観光振興を図る組織を支援するとともに人材確保と育成に努めます。

3. 施策

①観光資源の創出

人吉球磨観光地域づくり協議会をはじめとする広域的な取り組みにより、歴史ある文化財やマンガ関連施設を活用した周遊ルートの構築、商品の開発、プロモーション活動などを強化しブランド力を高め、新たな観光客の獲得を図ります。

②推進体制・情報発信力の強化

町内の観光振興を推進する組織や観光拠点の強化支援、人材の育成・確保に努めるとともに、農業と連携した都市と農村の交流を推進します。

入込客の増加や地域経済の活性化を図ることを目的とした各種情報をホームページやSNSなどを活用しながら、より効果的な方法で発信し、各種報道機関などへ積極的に情報提供することで、低予算で効果的な発信を目指します。

③イベントの開催

「ゆのまえ漫画フェスタ」などのイベントへの支援を行いながら、関連施設である「湯前まんが美術館」や「湯前まんが図書館」などの認知度を高め、リピーター客の増加を図ります。

④観光施設の整備

令和7年度にくま川鉄道の全線開通が予定されることから、駅周辺施設の整備を計画的に行い、賑わい創出を図ります。

■目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状 (令和 4 年度) | 令和 9 年度目標値 |
|-----------|---------------|------------|
| 宿泊者数 | 7,307 人 | 7,900 人 |
| 観光入込客数 | 120,300 人 | 193,000 人 |

※現状値の宿泊数は「ゆのまえ温泉湯楽里」実績、観光入込客数は県観光統計による
(いずれも令和 5 年 3 月末の数値)

■関連計画など

第二期湯前町総合戦略

■用語解説

・人吉球磨観光地域づくり協議会

人吉球磨地域が共有する地域資源を生かしながら、行政や観光事業者にとらわれず、多様な関係者が官民一体となって連携し、観光を地域の持続的発展を支える産業に位置付け、地域住民が誇りと愛着を持つことができる持続可能な地域づくりを目指して平成 30 (2018) 年 3 月に設立された協議会で令和 5 年 3 月に観光庁の地域連携 DMO に登録されました。



第3章 ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくり

第1節 土地利用計画

1. 現況と課題

本町は、総面積 48.37km²、標高 250m の等高線を境として平野部と山間部に大きく二分されています。山間部は大半を森林で占めていて、平野部は急傾斜地から発達した台地と球磨川河畔から広がる低地で構成され、それぞれ異なった土地利用形態となっています。

①② 利用用途別には全体の約7割を山林が占め、農用地面積は約13.8%となっています。近年、農用地は減少傾向にあります。農作物の生産以外の機能である田園的景観の形成、洪水防止機能などの多面的な観点からも、優良農地の維持・保全に努める必要があります。

③ このような現状を踏まえ、人と地域と自然が調和したまちを創造するためには、地域特有の特長を活かし、住宅地、農地、山林、商工業地などを明確にした、秩序ある土地利用^{ちつじよ}を図るとともに、それらを相互に結びつける施策が必要となります。

2. 基本方針

町民の理解を得ながら、現在保有・所有している未活用財産や限られた資源である貴重な土地の計画的な利活用を図り、地域の活性化に結びつけます。

3. 施策

①山林ゾーン保全整備

本町の約7割を占める、豊かな自然環境に恵まれた森林が持つ国土保全・水源かん養などの公益的・多面的機能の向上に努めるとともに、緑資源の活用に努めます。

②農地ゾーン保全整備

本町産業の中核である農業の経営安定・向上のため、農用地の有効利用を図り、優良農地の確保に努めます。また農業人口の減少・高齢化などによる遊休農地の増加に歯止めをかけるため、国などの補助事業を積極的に活用し、農地ゾーンの保全整備に努めます。

③中心市街地ゾーン保全整備

中心市街地ゾーンでは、駅を中心とした歩車道、街路灯の整備など、住む人や利用者の利便性向上を図りながら、個性と魅力ある保全整備に努めます。

■目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状 (令和4年度) | 令和9年度目標値 |
|-----------|-------------|----------|
| 遊休農地の面積 | 12.6ha | 11.4ha |

第2節 交通体系の整備

1. 現況と課題

①②③ 交通網の整備は産業の発展と町民福祉の向上のための基礎的条件であるため、国道や県道、町道を中心とした一般道路や農道整備を進めており、舗装損傷状況、路線の重要性、交通量などを考慮し、適切な措置を行いながら、道路の長寿命化を図っていく必要があります。

④ 移動手段がない人にとって、路線バスやくま川鉄道などの公共交通機関は生活に欠かせない存在です。それらの運営の維持は人口減少が進む中、大変厳しい状況となっています。特にくま川鉄道は令和2年7月豪雨災害で甚大な被害を受けましたが、令和3年11月に湯前駅から肥後西村駅までの区間の部分運航を再開し、現在は災害復旧を進めるとともに、令和7年度の全線開通に向け準備を進められています。また、JR肥薩線についてもくま川鉄道と同様に令和2年7月豪雨災害の影響により、運行を休止しています。JR肥薩線は本町への観光客誘致に重要な移動手段となっているため、鉄道での復旧を目指して県や関係市町村、関係団体等と協力して推進しています。そして、公共交通の維持と活性化を図るため、広域連携による交通体系の再編協議や自宅から公共交通機関への接続も、引き続き検討していかなければならない課題となっています。

2. 基本方針

産業の発展と町民福祉の向上を目指し、一般道路や農道の整備の推進や長寿命化での維持修繕費（ライフサイクルコスト）縮減に努めます。

また持続可能な地域公共交通体系の構築を図ります。

3. 施策

①国道・県道の整備促進

国道219号の交通安全施設（歩道）設置の早期完成を目指します。また未改良区間のある県道の改良促進を図ります。

②町道の整備・補修

計画的な整備を進めると共に、橋梁や舗装等の長寿命化、計画的な維持管理を図ります。また、歩行者の安全確保のために歩道等の交通安全施設の整備を図ります。

③農道の整備・補修

農業生産に必要な農耕車輛などの安全運行と町民の交通の利便性向上を図るため、必要に応じて拡幅や路面補修などの整備を進めます。

④交通体系の充実

高齢化・過疎化が進む中、「人吉・球磨地域公共交通計画」に沿った公共交通機関の広域的な取り組みを行うとともに、くま川鉄道の復旧を人吉・球磨地域公共交通活性化協議会やくま川鉄道再生協議会と連携しながら推進します。

高齢者や障がい者をはじめとする買い物、通院などの移動手段の確保が困難な人のニーズを把握し、交通事業者と協議を重ねながら公共交通施策の見直しの検討を行っていきます。

■目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状（令和 4 年度） | 令和 9 年度目標値 |
|---|--------------|------------|
| 交通体系の整備率※ 1 | 47.0% | 61.3% |
| 公共交通サービスの状況 に対する住民満足度 ※ 2 (満足 + どちらかといえば満足) | 29.5% | 40.0% |

※ 1 湯前町総合計画（事業計画）及び湯前町国土強靱化地域計画などの各種計画に掲載する路線のうち優先的に整備を要する路線（5 路線）の整備率

※ 2 湯前町まちづくりアンケートより

■関連計画など

湯前町道路舗装の個別施設計画

湯前町橋梁個別施設計画

湯前町橋梁長寿命化修繕計画

人吉・球磨地域公共交通計画

■用語解説

・ライフサイクルコスト

製品や構造物が作られてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたものです。^{エルシーシー}LCC と略されることもあります。



第3節 上水道

1. 現況と課題

本町の上水道は昭和63年から3カ年で北部地区簡易水道と南部地区簡易水道の統合や北部地区簡易水道の増補改良工事を行い、現在、計画給水人口5,700人・1日最大給水量2,280m³で、水道普及率は令和5年3月31日現在で97.5%となっています。

①②③ 近年の大規模な地震や台風などの自然災害に備えることなど、危機管理に対する責務も増大しています。

④⑤ 今後は人口の減少や水需要の低迷による収益の減少や水道施設の老朽化に伴い維持費が増加する中で、より効率的な事業経営が求められています。

2. 基本方針

現浄水池の新たな検討（活用）を含めた水資源の保全を図り、老朽化施設の更新や耐震化、維持管理の強化に努め、安全な水道水を安定的に供給できるよう努めます。

3. 施策

①水資源の保全

水源から給水まで総合的なアプローチによる水源水質の向上を目指します。トンネル湧水は豪雨時に水が濁ったり、水面が汚染されたりする可能性があることから、きめ細かな注意を払って水質監視を行い、水質の安全性確保に努めながら、これまで同様に国指定の外部検査機関に委託して水質検査を行います。

取水施設は、地震や台風などの自然災害が起きた場合でも安定的に水を確保できるように、施設整備・維持管理を行います。

②持続可能な水源の確保

土砂災害時でも安定した水の供給が行えるよう現水源の整備を進めるとともに、湧水などに備え新たな水源の確保を検討するなど持続可能な水の供給に努めます。

③耐震化の推進

湯前町水道事業基本計画に基づき、比較的漏水が多い非耐震管の塩ビ管（接着継手）から耐震性能があるポリエチレン管へ計画的に整備を今後も進めます。

④老朽化施設の更新

施設の機能を継続的に確保するため、適切な保守・点検・修理を行い、耐用年数を超過した水道施設・電気計装設備は更新を行うなど、施設水準の維持・向上を図ります。

⑤維持管理の強化

漏水の多い現状を踏まえ、有収率^{ゆうしゅうりつ}の向上を図るため給水管などの漏水防止や効率的な水の供給に努めます。定期的に漏水調査業務を行い、漏水箇所を特定し、速やかに管路の修繕を行います。漏水を減らし、有収率の向上を図ることで事業経営の健全化にもつなげます。

■目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状 (令和 4 年度) | 令和 9 年度目標値 |
|-----------|---------------|------------|
| 有収率 | 75.4% | 85.0% |
| 耐震化率 | 38.6% | 56.0% |

■関連計画など

湯前町水道事業基本計画

湯前町上水道事業アセットマネジメント

■用語解説

・有収率

浄水場で浄水して水道管に送った水の量に対し、蛇口から出て使われた水の量の割合です。数値が高いほど効率的と言えます。



第4節 公共下水道と浄化槽

1. 現況と課題

下水道施設は、平成9年度に下水道法による認可を受けて事業を実施し、平成13年度から整備完了区域では随時供用を開始しました。平成27年度末に計画処理面積175haの面的整備が完了し、接続率は令和5年3月31日現在で84.2%となっています。

- ① 下水道施設は健康で快適な生活基盤となる必須の施設で、トイレの水洗化や生活雑排水の処理による生活環境の改善だけでなく、河川など公共用水域の水質保全の機能を持っていることから、接続率の向上に努めなければなりません。
- ② 下水道事業計画区域外の地域は、引き続き浄化槽設置整備事業に取り組み、整備を推進していく必要があります。
- ③ 健全な経営を維持するために、地方公営企業法を適用し損益情報の的確な把握により、長期的な視点に立った適切な経営計画が求められます。

2. 基本方針

河川など公共用水域の水質保全対策を図り、快適な生活を送ることができるよう下水道未接続世帯への啓発や浄化槽の設置を進めます。

3. 施策

①下水道への加入促進

下水道の啓発活動を行い、下水道への更なる加入促進に努めます。

②生活雑排水処理の推進

下水道事業計画区域外世帯は、今後も浄化槽による個別処理を推進し、生活雑排水処理とトイレの水洗化を図り、河川などの水質汚濁防止に努めます。

③経営安定の強化

経営の安定化を図るため、受益者に対する啓発や使用料の収納率向上、不明水対策に努めます。また、地方公営企業法適用による経営の効率化や、経営の安定化を図るために経営計画を作成します。あわせて使用料の算定方法を見直し、人頭制から従量制へスムーズに移行するよう努めます。

■目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状 (令和 4 年度) | 令和 9 年度目標値 |
|-----------|---------------|------------|
| 公共下水道加入率 | 83.9% | 85% |
| 浄化槽設置基率 | 65.2% | 70.0% |
| 水洗化率 | 86.1% | 90.0% |

■関連計画など

湯前町球磨川上流域関連特定環境保全公共下水道事業計画

湯前町循環型社会形成推進地域計画

湯前町下水道事業経営戦略

湯前町下水道ストックマネジメント基本計画

■用語解説

・地方公営企業法

地方公共団体が行う事業のうち、一般会計から切り離され独立採算方式で行われる会計方式です。

・人頭制と従量制

人頭制は、世帯の人数に応じて料金が決まる制度です。従量制は家庭などからの下水道への排水量に応じて料金が決まる制度です。従量制がより公平な制度であることから、全国のほとんどの市町村で従量制が採用されています。

第5節 住宅対策

1. 現況と課題

① 町営住宅（公営住宅を含む）は、令和4年度現在で70棟159戸を管理しており、そのうち85戸（53.4%）の住宅が耐用年数を超過し、維持管理費用も増加傾向にあります。本町には民間の賃貸住宅が少なく、町営住宅入居者募集に対し、若年層から高齢者層までの幅広い年齢層から入居応募があります。しかし、入居期間が長い入居者の高齢化やこれに伴う一人暮らし世帯も増加しています。

② また個人住宅の新築は、希望はあるものの土地の取得などが困難な場合が見受けられます。

③④ 一方で空き家は平成30年度調査の207件から令和5年度調査の208件と5年間で1件の増加にとどまっており、空き家を含む総合的な住宅施策に継続的に取り組む必要があります。

2. 基本方針

移住・定住の受け皿として新規町営住宅の建設や既存住宅の建替え・集約化、分譲地の整備を計画的に行います。あわせて個人住宅の新築への支援を行うことで、より効果的な住宅対策を推進します。

空き家は、リフォームなどの支援や空き家バンクでの利活用の促進をすることで、空き家になることへの予防や適正な維持・管理の啓発、活用を推進します。

3. 施策

① 町営住宅の整備

将来の人口・世帯動向や住宅の需要を把握し、子育て世帯や高齢者などにも配慮した町営住宅の計画的な整備を図ります。また、耐用年数を超過した住宅は、計画的な建替え・集約化を図ります。

② 分譲地の整備

生活利便性の良い地域にある未活用町有地などを、分譲地として計画的に整備することで、個人住宅の新築を促進します。

③ 空き家対策

空き家バンクの利用を促進し、多様なニーズに応じた空き家情報の提供ができる体制の構築を図ります。また、リフォーム支援、解体支援により、空き家発生の抑制、移住定住や地域の活性化を行い、住民からの相談への対応をおこないつつ、適正な維持・管理の啓発や活用を促進を図ります。

④ 個人住宅の新築及び長寿命化への支援

個人住宅の新築やリフォームを支援することで、移住・定住を促進します。

新築への支援は、分譲地の整備とあわせて行うことで、より効果的に移住定住を促進します。

■目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状（令和4年度） | 令和9年度目標値 |
|---------------|------------|----------|
| 町営住宅管理戸数 | 159戸 | 150戸 |
| 空き家バンク成約数（累計） | 21件 | 30件 |

■関連計画など

- 湯前町住生活基本計画
- 湯前町公営住宅等長寿命化計画
- 第二期湯前町総合戦略
- 湯前町空家等対策計画

■用語解説

・公営住宅

公営住宅法に基づき建設され、住宅に困っていて所得の低い人に低額な家賃で賃貸する住宅のことです。

・町営住宅

公営住宅を含む、町が整備して賃貸する住宅の総称です。

・空き家バンク

空き家を売りたい人や貸したい人から空き家登録を受け、買いたい人や借りたい人向けに町のホームページに空き家情報を掲載し、紹介する仕組みです。

空き家の傷みを防ぎ適正に管理されるだけでなく、移住や定住につながることから、全国の市町村で積極的に取り組まれています。

第6節 環境衛生

1. 現況と課題

①②③ 本町のごみ処理施設は、1市9町村で構成する人吉球磨広域行政組合で運営しています。ごみ分別の啓発で町民の分別意識は向上していますが、まだ多くの資源化できるものが、ごみとして処理されています。不法投棄はいまだに無くならず、ペットの飼育に関することや悪臭に関する町民からの苦情も後を絶ちません。

④⑤ 河川の水質汚濁防止や地球温暖化防止に対する取り組みも安心・快適な生活環境づくりには欠かせないものとなっています。

2. 基本方針

町民・事業所・行政が互いに協力し合い、環境にやさしいまちづくりを推進します。

3. 施策

①環境にやさしいごみ処理体制の実現

町の一般廃棄物処理実施計画に基づき、適正なごみ処理を推進し、生ごみ処理容器等設置事業で、生ごみの減量化を図ります。広報などでごみ処理に関する意識啓発を行い、ごみ分別ルールの徹底を図ります。

不法投棄は、定期的な巡視や保健所、警察との合同巡視などで早期発見・防止を図り、看板を立てるなどの啓発を行います。

②ペットの適正飼育の推進

ペットの適正飼育への意識や動物愛護精神の向上に向け、広報誌などで意識の啓発を行います。畜犬は、登録と狂犬病予防注射の接種を徹底し、接種率100%を目指します。

飼育マナーを守り、町民とペットが安心して共生できるまちづくりを推進します。

③生活環境苦情への対応

悪臭や騒音、水質保全などに関する町民からの苦情に対しては、内容を調査し解決に向けて迅速に対応します。

④水質保全対策の推進

毎年、町内の主な河川等（都川・牧良川・仁原川・中溝・幸野溝）の水質検査を実施するとともに、ボランティアによる河川等の清掃を行いプラスチックなどのごみを回収することで、今後も河川等の水質汚濁防止に努めます。

⑤地球温暖化防止対策の取り組みの推進

家庭や事業所における節電や省エネ家電の利用、自動車のアイドリングストップ、マイバッグの利用など環境にやさしい循環型社会の形成を目指した取り組みを推進します。

■目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状 (令和 4 年度) | 令和 9 年度目標値 |
|----------------|---------------|------------|
| 1人1日あたりのごみの排出量 | 683g | 660g |

■関連計画など

一般廃棄物処理実施計画
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

■用語解説

・循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で利用していくことで天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。



第4章 ささえ愛で心温まる福祉づくり

第1節 地域福祉活動

1. 現況と課題

少子高齢化に伴い、核家族化や独居高齢者、高齢者のみの世帯が増加し、家族で支えあう力が弱まっていて、福祉サービスや介護サービスだけでは在宅生活が困難な状況が増加する傾向にあります。また、地域での人と人とのつながりが希薄になり、地域で支えあう力も弱まる傾向にあるため、さまざまな地域課題が増えてくることも予想されます。

① 地域福祉の担い手として、民生委員・児童委員協議会をはじめ、社会福祉協議会や老人クラブ、区長などが見守りやさまざまな福祉活動を行っていますが、今後は、複合的な課題が増え、町民ニーズも多様化することが予想されるため、これまでの福祉サービスだけでは解決できない課題や複数の関係機関の連携が必要な状況が増えてくることも危惧されます。

② 日常生活に必要な買い物や病院などへの交通手段がない世帯への支援も求められています。平成11年度から移動支援として福祉タクシー券の交付を行っており、実情に応じて見直しを行いながら事業の拡充を図ってきました。今後も福祉タクシー券の利用ニーズが見込まれることから、地域の実情に応じた見直し検討を継続していく必要があります。また、地域の公共交通機関や民間運営の移動販売などとの連携など、新規展開も視野に入れた検討を行っていくことも必要です。

2. 基本方針

地域のニーズを反映した地域福祉計画に基づいた取り組みを推進します。関係機関と連携し、地域ぐるみで支えあう体制を充実します。

3. 施策

① 計画的な地域福祉の推進

本町の現状やそれぞれの保健福祉分野の共通課題を整理し、各種個別計画の推進を総合的・包括的な視点から支え、各個別計画に基づく取り組みの連携を図るための「湯前町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進を図ります。

② 地域で支えあう体制の充実

地域福祉を担う要である民生委員・児童委員への活動支援をはじめ、社会福祉協議会や老人クラブ、区長会など関係機関への支援に取り組みます。また関係機関やボランティアとの連携と情報共有を図り、地域で支えあう体制の充実・強化に取り組みます。

■**目標値** ※目標値は、各個別計画に関連する第4章第2節～第6節に掲載しています。

■関連計画など

湯前町地域福祉計画・地域福祉活動計画、湯前町高齢者福祉計画・介護保険事業計画
湯前町子ども・子育て支援事業計画、湯前町障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画
湯前町健康増進計画。第二期湯前町総合戦略

第2節 高齢者福祉

1. 現況と課題

- ① 本町では、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防を重視した施策を展開するとともに、高齢者の生きがいくりと社会参画の促進、健康づくりの推進などに取り組む中、施設の老朽化などさまざまな課題も出ています。
- ② 高齢者支援を行うためには、地域課題を町民と共有しながら、利用者にとって有益な生活支援サービスの掘り起こしが必要です。
- ③ また、本町の要介護認定率は全国平均と比較して下回っていますが、今後、更に後期高齢者が占める割合が高くなり、要介護認定率が上がることが予想されるため早い段階で介護予防や自立支援の取り組みを推進する必要があります。

2. 基本方針

高齢者の日常生活の実態やニーズを把握し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、健康づくりの推進や高齢者福祉サービスの充実に努めます。また重度な要介護状態となっても自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に努めます。

介護保険事業は、介護予防事業の充実や介護給付費の適正化に取り組み安定的な運営に努めます。また、高齢者が安全に利用できるように老朽化した施設の改修を計画的に行います。

3. 施策

① 高齢者福祉の計画的な推進

「湯前町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の生活実態やニーズを把握しながら、新たな生活支援サービスの充実に取り組みます。

また、高齢者福祉施設び利用者や福祉避難所への避難者等の安全性確保及び施設としての機能を維持するため、計画的に修繕をしながら適切な維持管理に取り組みます。

② 生きがいくりと生活支援サービスの提供

高齢者の生きがいと健康づくりなどに関する町民ニーズを的確に把握し、老人クラブ活動支援、高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。また、高齢者の介護予防・健康づくりにむけ、関連部局の連携強化のもと健診・指導や健康教育・相談を行います。

③ 介護の予防と支援

介護認定された人が重症化しないよう、介護サービス事業所と連携を図ります。また、高齢者向けの各種介護予防教室など予防対策に取り組みながら、地域での通いの場の活動を支援します。

■目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状 (令和 4 年度) | 令和 9 年度目標値 |
|-----------|---------------|------------|
| 要介護認定率 | 17.7% | 18.5% |

■関連計画など

湯前町地域福祉計画・地域福祉活動計画、湯前町高齢者福祉計画・介護保険事業計画、第二期湯前町総合戦略



第3節 児童福祉

1. 現況と課題

少子高齢化が加速化し深刻な社会問題となっている中で、本町の合計特殊出生率は、平成25年時点で2.52と国、県よりも高い水準を維持していましたが、年々減少傾向となり平成29年には1.55と熊本県の1.67を下回る状況となりました。令和3年には1.96と熊本県の1.59を上回る状況となっています。しかしながら、本町では若年層の人口流出と、出産期にあたる婚姻世帯の減少が、出生率低下の大きな要因となっています。

国の少子化対策として、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくことを目的に「子ども・子育て支援新制度」が施行されており、本町でも実情を反映した「湯前町子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。令和5年4月には、こども家庭庁が発足し、こども施策については、計画等に基づき、新婚世帯や子育て世帯が希望をもって地域で生活し、安心して子どもを産み育てられるようなまちづくりを目指し、各施策を進めていく必要があります。

① 本町では「保育園」が1カ所、幼保一体の「認定こども園」が1カ所、民間運営されていますが今後も多様化する保育ニーズに合ったサービスの提供が求められています。特に共働き家庭などの増加で利用ニーズの高い学童保育は、子どもたちの放課後や長期休業中の安心・安全な居場所として大きな役割を担う拠点となっていることから、今後も実情に応じた運営基準の見直しと適正化を図りながら支援に取り組んでいく必要があります。

②③ 子育て世帯が定住し安心して暮らすためにも、出産育児にかかる経済的負担の緩和に加え、子育て世帯の孤立化防止や児童虐待に対する相談窓口の連携体制を強化し、地域全体で子どもたちを見守る環境づくりを推進することが必要です。

2. 基本方針

安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを目指し、将来を担う子どもたちを地域全体で見守り、児童の心身を健全に育成していくために各支援施策に取り組みます。

『湯前町子ども・子育て支援事業計画』に基づき、「みんなでのちをはぐくむ 笑顔でいきいき子育てのまち ゆのまえ」を基本理念とし、その実現に努めます。

3. 施策

①乳幼児期の教育・保育の環境整備

子ども・子育て支援法に基づき、子育て家庭のニーズに応じた幼児期の教育・保育を一体的に提供できる環境整備を進め、ライフステージでのきめ細やかな切れ目のない支援を展開します。

子育ての孤立化を防ぐため、相談しやすい体制づくりや地域交流の場の充実に取り組みます。各種保育サービスに加え、仕事と子育ての支援策の充実を図るため、地域や事業所などへの子育ての理解促進に努めます。

②地域ぐるみでの子育て環境づくり

人間性豊かな生きる力を持った子どもの育成を支援するため、親子や地域住民が気軽に交流できる居場所づくりを推進し、子育てに関する意識を高めるとともに、地域の子育て力を高めます。学校と地域との連携で、個性や自主性を育む教育力の向上を図ります。

③安心できる子育て環境づくり

ひとり親家庭や障がいのある子ども、外国につながる子どもや家庭など、特に援助が必要な子育て家庭への支援を充実するとともに、安心して暮らすことができるよう生活環境整備を進めます。また、関係機関や地域と連携し、児童虐待や貧困などの深刻な問題の早期発見や解決策の検討に取り組みます。

■目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状 (令和 4 年度) | 令和 9 年度目標値 |
|-----------|---------------|------------|
| 子育て世帯数 | 224 世帯 | 224 世帯 |

※過去 5 年間の出生数は減少。各施策を講じることで、現状 224 世帯の維持を図る

■関連計画など

湯前町地域福祉計画・地域福祉活動計画

第二期湯前町総合戦略

湯前町子ども・子育て支援事業計画（母子保健計画を含む）

■用語解説

・外国につながる子ども

親の両方または、いずれか片方が外国出身者である子どもなど、国籍に関わらず、海外に自分のルーツがあり、多様な言語や文化、価値観、慣習などの中で育ってきた子どもを指す言葉。「海外にルーツを持つ子ども」とも呼ばれます。

第4節 ひとり親福祉

1. 現況と課題

国の2021年の推計では、母子家庭が119.5万世帯、父子家庭が14.8万世帯ともいわれ、前回調査の2016年と比較して減少傾向にあり、本町の推移も過去10年で見ると、国同様に減少傾向です。

① ひとり親家庭では精神的・経済的負担が大きく、支援策としてさまざまな制度や関係支援団体があります。今後は関係支援団体と連携を図り、各種制度を普及させていくことが課題です。さまざまな背景による生活困窮世帯や個人の増加も危惧されていて、支援が必要な世帯や個人によって、支援内容が異なることから、個々の相談や要望内容を的確に把握し、きめ細かい支援につなげていく必要があります。

② 関係支援団体との連携を強化するとともに、相談窓口体制の充実を図って行くことが不可欠となっています。

2. 基本方針

ひとり親家庭などが抱える問題を気軽に相談できる体制の充実を図り、それぞれの事情にあった寄り添った支援や地域全体で温かく支える環境づくりの確立を目指します。

3. 施策

① 自立に向けた相談・指導の充実

関係支援団体などと連携し、相談・指導などの充実を図るとともに、メンタルケア、自立に向けたスキルアップのための給付金制度や講座などの周知徹底を図ります。

② 支援体制の周知徹底

行政や関係支援団体の相談窓口や、生活を支えていくための各種支援の周知徹底を図ります。

■ 目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状 (令和4年度) | 令和9年度目標値 |
|------------------------|-------------|----------|
| 自立または改善につなげた世帯(または個人)数 | 1件 | 3件 |

■ 関連計画など

湯前町地域福祉計画・地域福祉活動計画

第二期湯前町総合戦略

第5節 障がい福祉

1. 現況と課題

①②障がいの種類や障がいの程度・部位、発生時期、年齢、生活環境などで障がい者の抱えている問題は千差万別です。すべての人が共に社会の構成員として暮らすことができる考え方に基づいて、その実現に向けた社会づくりのために、福祉サービスの向上、相談支援事業をはじめとする相談体制の充実が欠かせません。障がい者本人や障がい者を取り巻く環境への働きかけを行い、支援体制を確立する必要があります。

現在町内には、障がい者が利用できる事業所は、湯前町社会福祉協議会と地域活動支援センターの2箇所があり、地域で生活しようとする場合、他市町村にある障がい者福祉施設などを利用しなければならないこともあります。

また、令和4年6月から人吉球磨地域生活支援拠点（通称「くらしよかよかネット」）の運用を開始しており、主に家族等によるサポートに不安のある障がい者と、その家族が住み慣れた地域で安心して生活するための支援を広域で行っています。

③現在本町には2カ所の障がい児通所事業所があり、近隣町村には就労支援事業所などができるなど活用しやすい環境となってきました。

今後は利用者に合ったサービス内容の提供状況など、事業所・相談支援事業所・行政・学校などと情報共有しながら、質の高いサービスを行う必要があります。

2. 基本方針

障がい者の共生社会の実現に向けた取り組みを、総合的に推進していくとともに、障がい者をサポートできる地域づくりを、行政と地域が協力して行います。

3. 施策

①地域サポート体制の確立

障がい者が地域で生活していくうえで、社会の一員として社会参加ができるよう、民生委員・児童委員や区長などと連携・協力し、障がい者やその家族をサポートしていく体制を確立します。

また、人吉球磨障がい者総合支援協議会において、広域で協議を重ねながら地域で共生できる地域づくりを進めていきます。

②相談体制の充実

障がい者やその家族が持つさまざまな悩み、問題に対応できるよう人吉球磨地域相談支援事業エヌビーオーやNPO法人などを活用し、町が中心となり気軽に相談できる体制をつくります。

③自立のためのサービスの充実

障がい者が地域で生活していくために必要な障がい福祉サービスを、訪問介護事業所や日中活動系事業所、NPO法人などと連携し充実させ、障がい者が十分なサービスを受けられる地域づくりに努めます。

■目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状 (令和 4 年度) | 令和 9 年度目標値 |
|----------------------------|---------------|------------|
| 相談支援事業利用者数 (実人員：障がい者) | 54 人 | 54 人 |
| 障がい福祉サービス利用者数 (実人員) ※ 1 | 55 人 | 55 人 |
| 相談支援事業利用者数 (実人員：障がい児) | 23 人 | 25 人 |
| 障がい児福祉サービス利用者数 (実人員) | 23 人 | 25 人 |

※ 1 利用者の増減はあるものの、利用者の高齢化による介護保険サービスへの移行及び一般就労への移行を推進するため、目標値は現状を維持することとした。

■関連計画など

湯前町地域福祉計画・地域福祉活動計画

湯前町障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画

■用語解説

・障がい児通所サービス

児童福祉法に基づき、施設などへの通所によって日常生活における基本的な動作の指導、生活能力・知識技能向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスのことです。

・相談支援事業所

相談支援専門員が障がいのある人やその家族などから相談を受け、さまざまな情報の提供や助言、福祉サービスを受けるための手続きなどを支援する事業所のことです。

第6節 町民保健

1. 現況と課題

① 本町は高血圧や心臓病の有病率が高く、心臓病や脳疾患での死亡割合が増加しています。生活習慣病のもととなるメタボリックシンドロームの予防・改善のため個々の生活習慣改善に向けた支援はもとより、地域全体で取り組む課題として提起していかなければなりません。

② 感染症対策として、髄膜炎や脳症、難聴、生殖器系への影響など深刻な病気などを引き起こすおたふくかぜのワクチン接種費用の助成を令和2年度から開始しました。また、インフルエンザの感染予防や罹患時の症状の軽減、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的として、子どものインフルエンザ予防接種の一部助成を令和3年度より開始しました。

各種予防ワクチン接種を含めた予防対策と町民への普及啓発が必要となっています。

③ 母子保健は、妊娠期から乳幼児期にかけての健やかな成長のために、親子の健康の保持増進と異常の早期発見に加え、虐待防止のための育児支援が重要です。ライフスタイルが多様化する中で、よりきめ細やかで丁寧な保健指導が必要とされています。

歯科保健は、生涯自分の歯でおいしく食べることができ、自分の口腔管理ができることを目的に乳児期から歯科検診を実施し、希望者にはフッ化物による予防処置を行っています。歯と口の健康の基盤をつくる大切な時期であるため、引き続き取り組んでいく必要があります。

精神保健は、依存症や精神疾患、自殺対策など多岐にわたり、重症化する前の予防的な対応が重要ですが、医療機関の遠さなど地理的な問題に加え、根深く残る偏見などで早期対応が困難な場合も少なくありません。普及や啓発、情報発信は今後より一層重要となります。

④ 食育は、かつてふれあいの場である家庭の食卓を中心になされてきましたが、ライフスタイルや価値観の多様化が進み、個々の生活時間帯が異なる中で家族そろって食事をとる機会が減少しつつあります。そのため、正しい食事マナーの喪失などさまざまな問題が生じています。生活リズムを見直し、規則正しい生活習慣と合わせて食の大切さに対する知識や正しい食習慣を身につけていくことが重要です。

⑤ 町民健診は、30歳代の受診率が低いことと健診の結果、生活習慣の見直しが必要な人が増えている一方、保健指導の利用が減りつつあることが課題です。

⑥ 休日・祝日には球磨郡医師会の協力のもと、在宅当番医が輪番制で診療を実施しています。夜間は地域の中核医療拠点施設である公立多良木病院で安心して医療を受けることができる体制が整っています。救急活動では、上球磨消防署で救急資機材の更新や導入が進み、今後は町民レベルの救命救急処置の普及啓発が課題となっています。

2. 基本方針

生涯豊かな人生を送ることができるよう、自分の身体のことを知り、健康管理ができるようになるための支援を進めていきます。また地域に密着したきめ細やかな対応ができるような施策を展開していきます。

3. 施策

①生活習慣病予防の推進

青年期から壮年期の人へ生活習慣病予防の啓発、健診受診勧奨の体制を強化します。

健康教室や広報誌を活用し、生活習慣病予防のための健康増進に取り組んでいきます。また、各種団体と連携し飲酒や食事、運動不足などの健康問題に関して地域を挙げた取り組みを推進します。

健康寿命の^{えんしん}延伸に向けて、若い世代からの生活習慣病予防の取り組み、高齢者の心身の多様な課題への支援のための高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施保健事業を推進します。

②感染症予防の推進

町民に対する予防知識の普及啓発と患者発生時は保健所と協力して即時対応を行い、二次感染などの拡大防止に努めます。また国が勧める予防対策に対応し、予防接種の普及に努めます。

③母子保健・歯科保健・精神保健の推進

母子保健は、育児相談や家庭訪問、健診などの事業で行う集団および個別の保健指導だけでなく、母子手帳アプリの活用などによる自己管理しやすい環境整備や、産後ケア事業の取り組みを開始することによる、妊産婦やその家族が子育てしやすい環境整備を進めます。また、妊婦健診等の各種健診や新生児聴覚検査、不妊治療などにかかる費用への公費助成等の取り組みを継続します。さらに、今後はこども家庭センター設置に努めることにより児童福祉分野とより一層連携を深めた各種事業を展開する必要があります。

歯科保健事業は、歯科保健計画に基づき、現状の母子・歯科保健体制を継続しながら、きめ細やかな個々の対応ができるように担当者の資質の向上に努めます。

精神保健は、こころの相談をはじめとする相談体制の整備や医療機関との連携を行い、早期対応を進めます。広報などを活用した普及啓発と第2期湯前町自殺対策推進計画の推進にも努めます。

④食育の推進

「食べること」は健康で幸福な生活を送るために大切なものです。地産地消で新鮮な旬の食材を食卓に並べ、笑顔で暮らすことができるように食育を推進します。

⑤各種健診の推進

湯前町農村環境改善センターを会場とする集団健診や各健診機関で実施する総合健診を継続します。集団健診受診者で精密検査が必要な人には説明会の実施や個別訪問による説明を行うとともに、受診を勧奨し、早期発見・早期治療に結びつけることができるよう努めます。

⑥医療体制の整備・救急医療の推進

資機材の導入や従事者の資質向上で救急体制の充実が図られていますが、救急医療の適正利用方法や町民の救命救急に関する講演会の開催、^{エーイーディー}AED設置などを含めた啓発活動を推進します。

■目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状 (令和 4 年度) | 令和 9 年度目標値 |
|-----------|---------------|------------|
| 健康寿命 ※ | 男性 77.3 歳 | 男性 78.3 歳 |
| | 女性 85.6 歳 | 女性 86.6 歳 |

※ 健康寿命算出方法は本町の人口規模では求めることが難しいため、平均自立期間を参考とした。

■関連計など

湯前町地域福祉計画・地域福祉活動計画、湯前町健康増進計画、
湯前町食育基本計画、湯前町歯科保健計画、湯前町自殺対策推進計画



第7節 保険医療

1. 現況と課題

国民健康保険は、被用者保険に加入する人などを除くすべての人を被保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険の最後の砦ともいえるものです。しかし、高齢者や低所得者の加入割合が高く、医療費水準も高いことから財政基盤が脆弱であり、本町など小規模な町では財政運営が不安定になるリスクがあるなど構造的な課題を抱えています。

①② このような中、持続可能な医療保険制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、国保に対する公費での財政支援の拡充が行われるとともに、平成30年度からは県と町が共同して国保の運営を行っています。県は国保の財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。町は引き続き資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業などの地域でのきめ細かな事業を担っています。新制度で、県と県内市町村が一体となって、国保の事業運営を共通認識のもとで実施するとともに、町の事務の広域化や効率化を推進しなければなりません。

高齢者は複数の慢性疾患に加え、要介護状態の前段階であっても身体的、精神・心理的な脆弱性、社会的な脆弱性といった、いわゆるフレイル状態になりやすい傾向にあります。また、後期高齢者は介護保険被保険者と世代が重なり、介護保険認定者の有病状況は後期高齢者医療の一面を反映しているため、要介護度が進むと脳血管疾患や認知症の割合が増加する傾向が見られます。一般介護予防の通いの場（いきいき運動クラブ）が公民分館等で運営され、習慣的な健康づくりの機会となっており、一人あたり診療費は県内でも低くなっています。

令和5年度より、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を開始し、それぞれの制度、財源により実施されていた後期高齢者医療保険及び国民健康保険の保健事業や介護保険の地域支援事業などを包括的に支援しています。ハイリスク者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）と、通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）の双方の取り組みを行い、さらなる健康増進に努めなければなりません。

2. 基本方針

人生100年時代を見据え、これまで実施してきた生活習慣病予防・フレイル対策としての保健事業（医療保険）と介護予防（介護保険）を一体的に実施します。また、第3期保険事業実施計画での特定健康診査の推進、高齢者健診を主とした健康づくりを推進することで健康寿命の延伸と医療費の適正化を図り、保険税（料）収納率の向上など財政の健全化につなげていきます。

3. 施策

①医療保険の健全運営

医療費の適正支出を図るため、医療費についての意識啓発、理解の促進に取り組み、医療費の軽減につなげるとともに運営に不可欠な保険税（料）の収納率向上に努めます。

医療保険制度への町民の理解を深めるために広報紙やホームページなどを活用するとともにあらゆる機会を利用して周知を図ります。

②保健（健康づくり）事業の推進

本町における被保険者の健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を効果的・効率的に実施するために「第3期保健事業実施計画」に基づき、県や関係機関との連携を図りながら保健事業を展開し、健康の保持増進、生活の質の維持及び向上に努めます。特に、病気の予防や早期発見につなげるため、健康増進の啓発や受診勧奨を継続強化し、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上に取り組みます。

高齢者健診は、健診データが多く集まることが町の健康課題把握にもつながるため、勧奨をしていくことにより受診率向上に努めます。その結果を基に、一体的実施の事業においてハイリスク者へ積極的に関与していくことで重症化を予防し、町民自らが規則正しい生活習慣や食生活を実践していけるように働きかけます。健康寿命の延伸を図るためには健康管理や健康づくりを自主的、主体的に取り組むことが必要であり、関係機関と連携を図り町民の生活習慣に合わせた健康づくりの推進に努めます。

■目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状（令和4年度） | 令和9年度目標値 |
|-----------|------------|----------|
| 特定健診受診率 | 61.3% | 66.0% |
| 特定保健指導実施率 | 58.7% | 63.0% |
| 後期医科健診受診率 | 30.2% | 35.3% |
| 後期歯科健診受診率 | 13.0% | 23.0% |

■関連計画など

第3期保健事業実施計画

■用語解説

・特定健康診査（特定健診）

日本人の死亡原因の約60%を占める生活習慣病の予防のため、40歳から74歳までの人を対象に行われる、メタボリックシンドローム（内臓脂肪の蓄積に加え、「脂質以上」、「高血糖」、「高血圧」の2つ以上に該当した状態）に着目した健康診査のことです。

・特定保健指導

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く生活習慣の改善により予防効果が期待できる人に、専門スタッフ（保健師や管理栄養士など）が行うサポートのことです。

第5章 地域をつなぐ人づくり

第1節 学校教育の振興

1. 現況と課題

①②③ 少子化やグローバル化、情報化の進展など子どもたちを取り巻く環境は激しく変化しています。そのような社会を生き抜くには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力などを育むことが重要だとされています。

④ また、いじめの社会問題化や不登校の増加、インターネットを介した人権問題など多くの課題もあります。その解決に向け「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる」豊かな人間性の育成が求められています。

⑤ さらに、社会環境や生活環境の急激な変化は子どもの心身の成長に多くの課題をもたらしています。このことの解決に向け、健康づくりや体力づくり面の充実に向けた環境の整備も急務となっています。

⑥ 湯前小・中学校の校舎は長寿命化型改修を進めてきましたが、グラウンド改修や屋内運動場の空調対策、トイレ改修などが必要となっているほか、老朽化が進んでいる各施設の対応も当面の課題となっています。

2. 基本方針

湯前小・中学校は、小中一貫校として9年間を見通した教育活動を展開し、児童・生徒に「生きる力」を育みます。さらに、小・中学校合同の学校運営協議会と湯前町地域学校協働本部が連携して地域とともにある学校づくりを進め、地域を愛する児童・生徒を育成します。

学校の施設・設備面では、校舎等の長寿命化を図り、屋外運動場やICT機器をはじめとした教育環境の充実・整備に努めます。

3. 施策

① 校内研修の充実と学力向上

全国学力調査など各種調査の結果を分析することで課題を明らかにし、課題解決にむけた改善策を検討し、講師を招聘した校内研修などを通して授業改善しょうへいに努めます。特に、ICT機器の活用は、遠隔授業を含むさまざまな活用方法について研修を深め、指導者個々の力量を高めながら、児童・生徒の学力の向上を図ります。

② 小中一貫教育の推進

小・中学校が共通の学校経営目標を設定するとともに、「目指す子ども像」の共有化を図ります。9年間の系統的な教育課程の編成に努め、合同での学校行事開催や中学校教職員が小学校で指導する「乗り入れ授業」などをさらに推進します。

小学校から中学校への滑らかな接続を図り、子ども一人一人に対応した、きめ細やかな教育実践に努めます。

③地域とともにある学校づくり

小・中学校合同の学校運営協議会と地域学校協働本部のさらなる連携を図り、「地域住民による学校支援活動」や「学校から地域に向けた地域貢献活動」を推進し、地域学校協働活動を通して、地域住民とともに少子高齢化などの地域課題に取り組み、地域と一体となった学校づくりを進めます。

令和5年度からの取り組みとしては、中学校部活動の地域移行の取り組みが必要となっており、地域活動としての支援を検討していきます。また、本町の文化財・伝統文化との関わりを重視し、地域を誇りに思う子どもを育てます。

④人権教育の推進

すべての教育活動を通して、人権意識の向上と日常化を図り、豊かな感性や人権感覚の育成に努めます。特にいじめ問題は人権に関わる重大な問題であり、人間として絶対に許されない行為という認識に立ち、その防止・解消に努めます。その他の人権課題については、基本的認識の確立に努め、課題解決に努めます。

⑤食育の推進

農作物を栽培したり食したりする体験活動などを通して「食」に関わる人たちに感謝する心を育てます。学校給食共同調理場では、児童・生徒の健康増進と体位の向上を目指して安心・安全でバランスのとれた給食の提供と地産地消に努めます。

さらに食育指導全体計画などに基づき、家庭との連携を図り、清潔で楽しく明るい食事や望ましい食習慣の形成に努めます。

⑥学校教育施設・設備の整備

GIGA スクール構想に沿って教育の情報化に対応する学習環境の整備に努めます。また、老朽化施設の改修にも取り組みます。

子どもたちが安心して過ごすことのできる環境づくりに計画的に取り組み、安心・安全な安らぎのある教育環境の機能向上と整備に努めます。

■目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状 (令和4年度) | 令和9年度目標値 |
|----------------------------------|----------------|----------|
| 小中一貫教育に対する保護者の満足度 (第二期総合戦略より) | 78.7% | 80.0% |
| 地域学校協働活動参加者数 | 902人 | 900人 |

■関連計画など

教育大綱、学校経営案、第二期湯前町総合戦略、食育指導全体計画

■用語解説

・GIGA スクール構想

児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想のことです。

・学校運営協議会

保護者代表や地域住民、地域学校協働活動推進員などによって組織され、学校運営や必要な支援に関する協議を行います。

・地域学校協働本部

「学校・子ども・家庭・地域・行政」の五者が、連携協働した一体的な取り組みを行う「地域学校協働活動」を推進する体制のことです。子どもたちの生き抜く力の育成や、地域住民が自らの地域を創っていくという主体的な意識の醸成を目的としています。



第2節 社会教育の振興

1. 現況と課題

①②③④ 社会情勢の変化などの不安や閉塞感^{へいそくかん}、地域コミュニティの衰退や機能喪失が懸念される昨今、人には自己を支える生きがい^{いきがい}が求められています。一人ひとりが目的を持ちながら自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう生涯にわたって学習し、その成果を適切に生かす機会が必要です。

⑤ 現在、国、県、各種団体と連携し、社会教育事業の一つとして生涯学習体系の確立を目指しています。学習者の固定化や減少という課題に直面しており、年齢や就業状況に関わらず学ぶ機会を得ることができる環境づくりが求められています。時代や地域のニーズに対応できる講座の見直しとともに、地域で抱える課題に関する講座なども関係機関と連携を図りながら実施していく必要があります。

⑥ 社会教育施設や分館施設は、老朽化が進んでいるところもあり、計画的な改修と長寿命化が課題となっています。

2. 基本方針

本町の社会教育は教育基本法の理念に基づき、個人尊重の精神を基盤に生涯学習の視点に立って、町民一人一人が変動する社会に創意と生きがいをもって対応できるよう、自己の啓発や町民の教養の向上、健康の増進、生活文化の向上と明るい地域づくりを目指します。また、学習の場として安全に利用できるよう、老朽化した施設の改修を段階的に行います。

3. 施策

① 青少年の健全育成

同世代や異世代との多様な人間関係の中で体験活動などを通じて、社会的自立に必要な主体性や協調性を育むことができるよう、地域などでの多様な活動の機会・情報提供の充実に努め、青少年と地域住民の参画促進を図ります。

② 読書活動の推進

利用者のニーズに応じた図書の充実を図るとともに、子どもたちの読書活動を推進し、幅広い知識や豊かな想像力を育む環境を整えます。

図書室の蔵書数増加に伴い、書架スペース^{しょか}・閲覧スペースなどがせまくなっているため、利用者がゆっくりと・読書できるよう図書・住民交流施設の整備を図ります。

③ 人権教育の推進

女性や高齢者、障がい者の人権など、人権に関する重要な課題について、研修会などを通して基本的人権を正しく理解することに努めます。それぞれの人権問題を自らの問題としてとらえ、具体的な行動につなげていくよう啓発していきます。

④地域学校協働本部事業と家庭教育の推進

より多くのより幅広い層の地域住民、団体などが参画し、緩やかなネットワークを形成することで、地域と学校が連携・協働した活動を推進し、子どもたちの生きる力を育むとともに、地域課題の解決に取り組む担い手育成に取り組みます。さまざまな団体との協働により「親の学び」など、保護者や家庭教育に関わる人への支援を推進します。

⑤生涯学習・分館活動の推進

既設の生涯学習教室は、常に見直しを行いながら幅広い年齢層が参加でき、町民のニーズに応じた教室講座の充実と指導者養成に取り組みます。

分館活動を推進し、連帯意識と郷土愛の向上を図るとともに、スポーツ活動や花づくり活動などを通して地域づくりの拠点となるよう支援を行います。分館施設の中には建設から30年以上経過し老朽化が進んでいるところもあり、改修が必要な分館施設に支援を行います。

⑥社会教育施設の充実

中央公民館や農村環境改善センターなどの社会教育施設は、生涯学習や各種サークル活動、総合型スポーツクラブのほか、講演会や研修会、会議、レクリエーションなどに利用され、町民の学習活動や文化振興の拠点となっています。利用者の高齢化や生活様式の変化に伴い、施設の改修を段階的に行い、利用者にやさしい施設、安心して学習できる場を提供します。

■目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状 (令和4年度) | 令和9年度目標値 |
|-------------|-------------|----------|
| 生涯学習講座の参加者数 | 153人 | 250人 |
| 図書館利用者数 | 594人 | 1,500人 |

■関連計画など

教育大綱、子ども読書活動推進計画

第3節 社会体育の振興

1. 現況と課題

スポーツを取り巻く環境は大きく変化していて、本町のスポーツ活動の基盤となっている体育協会は、会員数が減少傾向にありスポーツ離れが顕著に表れています。スポーツ活動の目的も競技力の向上から趣味や健康づくりへと変化し、スポーツニーズも多様化しています。

① 町民の健康づくりと地域コミュニティの形成を目的とした「総合型地域スポーツクラブ湯前さわやかクラブ『だんだん』」では、社会体育に移行した小学校運動部活動に替わり「総合運動クラブ」を行うなど地域ニーズに応えながら教室を開催し、会員数は増加傾向にあります。今後は新しい生活様式を取り入れ、体育協会や湯前さわやかクラブ『だんだん』などの関係団体が協力し、安心して参画できる活動を推進していく必要があります。

② B & G 海洋センターでは、B & G 財団の協力を得て、さまざまな目的をもって集える地域コミュニティの拠点整備や老朽化箇所の改修を実施し、施設機能の回復と機能向上を図り、多くの人に活用されています。町民グラウンドは建設から40年以上経過し、照明のLED化・照度不足、排水不良など利用者の要望に十分に答えられない状況にあります。

2. 基本方針

町民が生活の一部として親しむ「健康と楽しみのスポーツ」と「スポーツを『する』『みる』『支える』」ことで、年齢や性別、障がいの有無などにとらわれることなく気軽にスポーツに親しみ、前向きで活力のある社会とスポーツコミュニティによる絆を育み、自己実現を図ることができる社会の実現を目指して、ニーズに応じたスポーツ振興施策を展開します。

3. 施策

①スポーツ団体の充実と活性化

スポーツ団体を母体として小学校総合運動クラブなどのジュニア育成や会員確保のための体験教室の実施など活発な活動を促し、町民のニーズに応えられるスポーツ振興施策を展開します。

全国のB & G関係組織や町内のスポーツ団体などと連携し、地域スポーツ活動や体験活動の活性化と担い手育成を行うとともに、さまざまな世代が気軽に集うことができる町民体育祭などのスポーツ事業を実施することでコミュニティ形成にも取り組み、交流人口の拡大を図ります。また、中学校部活動の地域移行を支える体制をスポーツ団体の取り組みとして実施していきます。

②体育施設の整備、維持管理

体育施設は、安全に施設を利用していただき、利用者の使いやすい施設となるよう長期的な視点で改修などの計画を立てて整備を行うとともに適正な維持管理を行います。

■目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状 (令和4年度) | 令和9年度目標値 |
|-------------------|-------------|----------|
| 人口に対するスポーツ団体への加入率 | 11.2% | 15.0% |

■関連計画など

教育大綱、スポーツ基本計画（スポーツ庁）、第二期湯前町総合戦略

第4節 文化財保護と文化振興

1. 現況と課題

- ①②③ 本町には美しい自然と農村風景の中に、数多くの有形・無形文化財が残されています。これらの多くは長い歴史の中で、保存・継承されてきた遺産であり、町の歴史や文化を理解するために重要なものです。地域で守られてきた文化財も多く、地域住民の高齢化の中、文化財の新たな保存・活用方法を確立することが求められています。
- ④ 文化団体に対する支援として、学習意欲の増大に伴い多様化するニーズに対応できるように、団体の育成支援や活動の場となる中央公民館などの施設の拡充が必要です。
- ⑤ 湯前まんが美術館では、那須良輔作品を展示するとともに「マンガ」にこだわった企画展示を開催するなど集客力をいかに高めるかが課題です。

2. 基本方針

ふるさと文化の振興のため、文化財の保存と活用に努め、文化団体の育成や施設改修も含めた湯前まんが美術館事業の充実を目指します。

3. 施策

①文化財愛護意識の向上

中央公民館主催の「歴史探訪講座」や小学生の町内探検、特に東方組太鼓踊りや浅ヶ野棒踊り、球磨神楽などの無形民俗文化財は、小・中学校の総合学習の時間を利用して体験することで後継者育成や文化財愛護意識の向上を図ります。

また、学校教育や総合的な学習の時間に有効な分かりやすい副読本の作成を検討します。

②未指定文化財の調査

平成28年度に歴史的風致維持向上計画を、平成29年度には歴史文化基本構想を策定し、地域の習俗^{しゅうぞく}なども含めた文化財の基礎調査が行われました。

これらを基に、より詳細な調査を行い指定文化財にすべきものは指定に向けた取り組みを進めます。また、個人所蔵の古文書などは把握数が少なく今後の発見の可能性が高いことから、町全体に啓発を進めます。

③指定文化財の維持管理

県指定重要文化財である下里御大師堂^{おだいしどうつげたりずし}附厨子の保存修理と周辺整備事業を行いながら、事業の現地見学などで普及啓発活動を充実させます。また、明導寺阿弥陀堂（城泉寺・浄心寺）の茅葺屋根の修理、明導寺（城泉寺）九重石塔の耐震改修や宝陀寺観音堂などの文化財とその周辺も含めた環境整備と防災管理を行います。

④文化団体の育成

文化協会など文化団体の育成や助成に努めるとともに利用する施設の拡充を進めます。

⑤湯前まんが美術館事業の充実

親しみやすいマンガの展示を進め、周辺観光施設との連携を図り広報活動を進めます。平成28年度に策定された「湯前まんが美術館等活用計画」を見直しながらその実現を図るとともに、収蔵資料のアーカイブ化を推進することで既存資料の活用を積極的に行います。

那須良輔作品の常設展示や長年にわたり全国各地から風刺漫画を募ってきた風刺漫画大賞を継続するとともに、さまざまな人が世相をマンガとして楽しみ、地域の文化ともいえる「風刺漫画」をさまざまな世代に受け入れられるような企画展を行います。また、平成4年の建設から30年以上が経過した美術館とその周辺整備を含めた改修事業に取り組み、くまもとアートポリスの創造を拡充します

■目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状 (令和4年度) | 令和9年度目標値 |
|--|-------------|----------|
| 湯前まんが美術館の入館者数 | 2,477人 | 7,000人 |
| 文化財行政・文化財の保存活用 に対する住民満足度 ※ (満足 + どちらかといえば満足) | 43% | 45% |

※湯前町まちづくりアンケートより

■関連計画など

教育大綱、湯前町歴史的風致維持向上計画、歴史文化基本構想、湯前まんが美術館等活用計画
第二期湯前町総合戦略

■用語解説

・歴史的風致維持向上計画

歴史まちづくり法により歴史的風致の維持向上計画を図ろうとする市町村が策定する計画で、文部科学大臣や農林水産大臣、国土交通大臣が認定し、その取り組みを支援します。

・アーカイブ（化）

公共性が高く、後に歴史的な重要性を持ち得る記録や資料をまとめて保存・管理する施設や事業のことです。コンピューターで複数のデータをまとめたり整理したりすることをデジタルアーカイブと言います。

・くまもとアートポリス

熊本県下を舞台に豊かな自然や歴史、風土を生かしながら、後世に残り得る文化的資産としての優れた建造物を造ります。人々の都市文化、建築文化などへの関心を高め、地域の活性化に資する熊本独自の生活空間を創造する取り組みです。

第6章 みんなで描き育むまちづくり

第1節 情報化社会への対応

1. 現況と課題

住民生活に欠かせなくなった光ブロードバンドの民間事業者による整備が終わり、安定した高速インターネットサービスが町内全域で利用できるようになりました。このことにより、大容量のデータを使用する様々なチャンネルへの対応が可能となりましたが、高齢者やデジタル機器を普段利用しない住民などのデジタルデバイド対策が課題としてあります。また、コロナ禍によって変化した新しい生活様式として、対面・非対面の行政サービスに対応していく必要があります。

① 本町の行政情報や防災情報などの情報発信は、広報や旬報、防災ラジオによる放送、町ホームページ、SNS など、さまざまな手段を用いて行っています。しかし、内容を確認してもらえず、情報が伝えられていないという課題もあります。各手段での情報発信方法の更なる工夫が必要です。

② デジタルデバイド解消を目指し、長年実施してきたスマートフォン教室等への参加者が少なく、事業の効果が薄れてきています。生活に身近なデジタル機器の取り扱いをはじめ、幅広い年齢層に浸透できる新しいデジタルデバイド対策手段を検討しなければなりません。

③ 少子高齢化による人口減少をはじめ、複雑化する行政サービスに対応する職員数も減少し、行政サービスの維持・向上を図ることが困難になってきております。また、自治体間でデジタル化による取り組みに差が生じており、どこに住んでいても平等な行政サービスを受用できる環境を構築することが課題です。

2. 基本方針

国が定める自治体 DX 推進計画及び湯前町情報化計画に基づき、誰もがデジタル社会の恩恵を受けられるよう進めてまいります。また、情報セキュリティ面や情報リテラシーの向上も含めた、ソフト面での対策にも力を注いでまいります。

3. 施策

① 「アナログ」・「デジタル」の両方式を利用した情報発信と情報取得の充実

広報・旬報の発行は、デジタル機器を普段利用しない住民などに情報を発信する重要な手段であるため、内容の充実だけでなくレイアウトを工夫するなど、読んでもらえる紙面づくりに努めます。また、よりタイムリーに、より多くの人に情報を取得してもらうためには、ホームページ・SNS の閲覧者を増やすことが重要です。デジタルデバイド解消施策に紐づけて、ホームページの閲覧方法や SNS の利用方法などの学習機会を増やします。

② デジタルデバイド解消と相談会の充実

スマートフォンへの操作に慣れていただくため、実際使用している機器を使って説明するよう努めます。また、1回の講習だけでなく、継続して参加していただき、操作方法を身につけ、参加者同士で相談できる環境づくりに努めます。さらに、スマートフォンに関する相談内容に幅広く対応するため、対面での相談会の回数を増やし、参加者のニーズに応えるよう努めます。

③ デジタル手続きによる行政事務の効率化

全庁的・横断的な行政事務のデジタル化を進め、電子申請やオンライン決済を利用して、庁舎に行かなくても各種申請や証明書等の発行を可能にすることで、働く世代や体の不自由な人への負担軽減を図ります。また、デジタル機器を利用しない人に対しては、窓口対面での手続きをする場合でも、書かない窓口を中心としたデータによる対応を行うことで、申請等の煩わしさを解消できるよう進めます。

■ 目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状 (令和 4 年度) | 令和 9 年度目標値 |
|-----------------|---------------|------------|
| マイナンバーカード保有率 | 74.1% | 85.0% |
| 電子申請事務数 | 2 事務 | 20 事務 |
| SNS (LINE) 登録者数 | 200 人 | 650 人 |

■ 関連計画など

自治体 DX 推進計画、湯前町情報化計画

■ 用語解説

・ 電子申請

現在、紙で行っている申請や届出などの行政手続きを、インターネットを利用して自宅や職場のパソコン、スマートフォンなどを使って行えるようにするものです。時間や場所を気にせずに行うことができるなどのメリットがあります。

・ デジタルデバインド

スマートフォンやパソコン等のデジタル機器を使うことができる人とできない人との格差のことをいいます。

第2節 参画と協働の推進

1. 現況と課題

①② 人口減少・高齢化が加速する中、世帯構成員の減少で地域での人と人とのつながりが希薄になり、地域活動への参加意識の低下や行政区役員の高齢化・固定化など地域活動に支障が出ています。こうした中で、多くの町民がまちづくりの担い手として参画することや町民自らが明るい未来をつくるという意識が必要となります。

③④ 町民の生活様式や価値観の変化に伴い、まちづくりに対する町民の要望も多様化しています。このような中、行政のみがサービスを提供するのではなく、町民や民主団体、NPO 法人などの主体が担い手となり、互いに補完しながらまちづくりを進めていく必要があります。

2. 基本方針

町民と行政の協働のまちづくりを推進するため、町民誰もがまちづくりに参画できる環境づくりに取り組み、町民自ら積極的・主体的にまちづくりに参画する意識の醸成を図ります。

また、町職員の行政区担当制など地域との連携を強化し地域コミュニティの活性化を推進します。

町民と行政、外部人材が互いに補完しながら町民一人一人の暮らしの満足度が高まる協働社会づくりを推進します。

3. 施策

①参画と協働機会の創出

町民主体の活動や取り組みに対し積極的な支援を行うとともに、パブリックコメントやワークショップなどを行い、さまざまな場面で町民がまちづくりに参画できる体制をつくり、協働の機会創出を目指すとともに、外部人材登用も視野に入れ、NPO 法人や民間企業とも連携します。

②男女共同参画の推進

町民一人一人が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを推進するため、行政や懇話会をはじめとして地域住民や事業所などへの男女共同参画の意識啓発に取り組みます。

③広聴活動の充実

各種アンケートの実施や行政区担当職員が定期的に行政区を訪問し、町民の意見・アイデアを積極的に取り入れる協働のまちづくりを推進します。

■目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状 (令和 4 年度) | 令和 9 年度目標値 |
|---|------------------|------------|
| 現在まちづくりに参加しており、今後も参加したい + ※ 現在は参加していないが今後は参加したい人の割合 | 43.1% | 45.0% |

※湯前町まちづくりアンケートより

■関連計画など

湯前町男共同参画計画

■用語解説

・パブリックコメント

公衆の意見のことです。公的な機関が命令・規則・基準などを制定・改廃するとき事前に広く一般から意見を募ります。多様な意見・情報・専門知識を集め、公正な意思決定に役立てることが目的です。通称「パブコメ」。

・ワークショップ

「体験型講座」の意味。一方的に講座や研修を受けるのではなく、参加者が実際に作業をしたり議論したりする、学びや創造、トレーニング、問題解決の場になり得る会合のことです。



第3節 行財政運営

1. 現況と課題

日本の財政事情は、バブル崩壊後、長く停滞したまま、地域の疲弊^{ひへい}や財政赤字、格差の広がりを見せています。さらに平成26年、令和元年と段階的に消費税が引き上げられ、国民の負担は大きくなりました。また、令和2年7月豪雨により人吉球磨各地で甚大な被害が発生し、災害からの復旧復興に膨大な費用がかかることが見込まれます。そのような状況の中、本町では老朽化した施設の改修や経済基盤を強固にするための産業の振興、住環境の整備など課題は多く、町民の視点に立った行財政運営の効率化が求められています。

①② 平成21年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、一般会計や特別会計だけでなく、公営企業会計も財政状況の把握と分析を適正に行い、財政の健全化に努める必要があります。本町の経常収支比率は令和2年度から90%を下回っており改善しているように見えますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響により経常的支出が抑えられたことなどによる一時的な回復と考えられます。令和5年度からは新型コロナウイルス感染症が5類となったことにより、社会活動が以前のように活発になることから、経常収支比率も再び高い比率になることが予想されます。今後さらに町民サービスの低下を招かないよう取り組まなければなりません。

③④ 自主財源である町税を見ると、少子高齢化などで納税義務者の減少が見られるものの、税制改正で町税収入は近年横ばい傾向にあります。しかし、このまま少子高齢化による労働人口の減少が進むと町税収入は減少することになります。また、若年層における納税意識の低下などにより新規滞納者が出現していて、使用料なども含めた適切な滞納対策が求められています。

2. 基本方針

町財政の中期的な収支見込みを的確に把握しながら、限られた財源を重点的、効率的に配分し、新たな歳出需要にも積極的に対応できるよう健全な財政運営に努めます。また、効率的、効果的な運営を行うためには、これまで行ってきた事務事業の成果を検証し、本来の目的に照らし合わせながら随時見直していきます。

本町の主な財源となる町税の確保が行財政運営の重要課題となっており、税負担の公平性の観点からも滞納対策を厳正に行い徴収体制の強化に取り組み、町税の確保に最大限努めます。また関係部署と連携を図り、使用料などの確実な徴収に努めます。

ふるさと納税は、制度を遵守し税制を通じてふるさとへ貢献するという本来の趣旨を念頭に、収入向上に努めます。また、企業版ふるさと納税については、本町の活性化や持続可能なまちづくりを実現させるため、企業への認知拡大を図ります。

3. 施策

①選択と集中による事業の重点化

非常に厳しい財政状況の中、限られた財源で必要な事業を選択し、歳出全般にわたる見直しと合理化・効率化に徹底的に取り組み、各種施策の優先度の見極めを行うことで、所要財源の確保に努めます。

また、デジタル化に対応したアンケートや調査等の電子申請の検討を行い、ペーパーレスを推進するとともに各種デジタルツールを活用した事業効率化を図ります。

②計画的な人材育成

多様化する行政ニーズや町民の福祉の向上、町民サービスの更なる向上への期待と信頼に応え、全国的に進むデジタル化に対応できるよう、職員へ各種研修の参加を積極的に促すなど人材育成を計画的に見直し推進します。

また、令和5年度からはじまった定年の段階的な延長など、職員の働き方の多様化にも対応すべく、より詳しい中長期的な定員計画と計画に連動した人材育成を行うことで、町担い手となる職員の計画的な育成を実施するよう努めます。

③適切な課税と徴収強化

現年度分は新規滞納の防止策を講じ、滞納繰越分については、その滞納原因を把握し、ケースに応じた適正な滞納整理を実施するとともに、自力執行権に基づく厳正な滞納処分に取り組みます。また、使用料なども含め、関係部署との連携を強化し滞納額全体の抑制を図ります。

④新たな財源の確保

町出身者をはじめ、町外の人にも本町を応援していただけるようなまちづくりを行いながら、ふるさと納税制度を活用した自主財源の確保に努めます。寄附額の向上のため、返礼品の開発、町内事業者との連携強化などを行います。

■目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状 (令和4年度) | 令和9年度目標値 |
|-----------|-------------|-----------|
| 町税徴収率 | 97.3% | 98.0% |
| ふるさと納税税収額 | 27,574 千円 | 70,000 千円 |

■関連計画など

第7期湯前町行財政改革計画

■用語解説

・経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を表す数値のことです。

人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを比率で示しています。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

第4節 広域行政と広域連携の推進

1. 現況と課題

① 全国的に急速な少子高齢化の進行や人口減少社会を迎えており、人吉球磨圏域でもその傾向は顕著で、人口流出による地域活力の低下が構成する市町村にとって避けては通れない大きな課題となっています。今後予想される人口減少社会に対応し、定住人口を確保するためには圏域の市町村が相互に役割を分担しながら連携し、圏域全体で町民の暮らしに必要な機能を確保するとともに、圏域全体のさらなる活性化を図ることが重要です。

② 本町は、人吉球磨地域圏の構成市町村とごみ・し尿処理や下水道、消防、医療、介護保険などの認定審査、火葬場など、一部事務組合や機関の共同設置を図るなど密接な連携を取り合っています。市町村の枠を越えた広域的なネットワーク形成や共同の事業運営など、各市町村の特徴を生かしながら機能分担を図った広域行政の果たす役割がますます重要となっています。

平成27年1月に人吉市が中心市となり圏域9町村と、人吉球磨定住自立圏形成協定を締結しました。その協定の中で令和2年3月に「第2次人吉球磨定住自立圏共生ビジョン」を策定し、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市と圏域町村が保険・医療や福祉、文化、観光、産業振興、地域公共交通、圏域での人材育成や活動などの各種分野で相互に連携と協力を行うことで、圏域全体の活性化に取り組んでいます。

今後もさまざまな分野で効率的で効果的な行政運営や事業推進を図るため、広域行政での推進体制やネットワークを強化する必要があります。

2. 基本方針

近隣市町村との連携を深め、効率的、効果的な広域行政を推進します。

町民サービスの更なる向上や財政の効率化を図るため、人吉球磨定住自立圏形成協定の中や隣接する宮崎県の市町村とも新たな広域連携を検討します。

3. 施策

① 広域行政の推進

人吉球磨広域行政組合と連携した新たな事業などを検討し実現に努めます。上球磨消防組合や球磨郡公立多良木病院企業団など共同で設置している機関の効率的な運営を進めます。

② 近隣市町村などとの連携強化

「第2次人吉球磨定住自立圏共生ビジョン」に基づき、安心・快適に暮らすことができる定住自立圏の形成にむけて人吉球磨圏域市町村が連携しながら、具体的な取り組みを検討します。「第2次人吉球磨定住自立圏共生ビジョン」が令和6年度までの計画期間となっていることから、改めて人吉球磨定住自立圏共生ビジョンについて必要な見直しを行った上で、「第3次人吉球磨定住自立圏共生ビジョン」の策定を進めていきます。

また、隣接する宮崎県の市町村とも広域の共通課題の解決にむけた取り組みの連携を図ります。

■目標値

| 将来の姿を表す指標 | 現 状（令和4年度） | 令和9年度目標値 |
|-----------------------------|------------|----------|
| 人吉球磨定住自立圏形成協定書に基づく取り組み事項の数※ | 14 | 14 |

※全14事項

■関連計画など

第二期湯前町総合戦略

■用語解説

・人吉球磨定住自立圏共生ビジョン

人吉球磨定住自立圏構想は、生活に必要な都市機能を擁する中心市（人吉市）と、人吉市が行った中心市宣言に賛同した近隣市町村（湯前町を含む球磨郡9町村）で形成される定住自立圏で、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市と圏域自治体が相互に連携と協力を行うことで、圏域全体の活性化を図ろうとするものです。

「人吉球磨定住自立圏共生ビジョン」は、安心・快適に暮らすことができる定住自立圏の形成にむけて、中・長期的な視点から目指す将来像を定めたものです。

令和2年度から令和6年度までの5年間で「第2次人吉球磨定住自立圏共生ビジョン」の期間となっています。



第6次 湯前町総合計画

事業計画

(令和6年度～令和9年度)

- ◇事業計画（令和6年度～令和9年度）
- ◇普通会計歳入計画表
- ◇普通会計歳出計画表

◇命を守る安心安全のまちづくり

(単位：千円)

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業年度 | 事業費 | 財源内訳 | | | | | 備考 |
|---------|---------------------|-------------------|-------------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|-------|
| | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他特定財源 | 一般財源 | |
| 防災消防 | 防火水槽更新 | 40m3級 4基 | R7.R9 | 40,000 | 10,972 | | | | 29,028 | |
| | 消防施設整備事業 | 小型動力ポンプ及び積載車更新 | R6～R9 | 25,600 | | 17,600 | | | 8,000 | |
| | 防災体制強化事業 | 防災資機材等の導入 | R6～R9 | 13,651 | | | 13,651 | | | |
| | 防災行政放送無線ラジオシステム維持管理 | 防災ラジオシステムの維持管理 | R6～R7 | 31,600 | | | | | 31,600 | |
| | 指定避難所環境整備事業 | 小中学校体育館への空調施設整備 | R6～R7 | 220,000 | | | 220,000 | | | |
| | 指定避難所マンホールトイレ整備事業 | 指定避難所のマンホールトイレ整備 | R8～R9 | 25,000 | | | 18,800 | | 6,200 | |
| | 防災拠点施設整備事業 | 庁舎屋根防水等工事、非常用電源整備 | R6.R9 | 133,500 | | | 25,200 | | 100,000 | 8,300 |
| | 自主防災組織活動支援事業 | 自主防災組織の活動経費の支援 | R6～R8 | 6,900 | | | | | 6,900 | |
| | 小計 | | | 496,251 | 10,972 | 17,600 | 277,651 | 100,000 | 90,028 | |
| | 防疫対策 | 家畜自衛防疫促進協議会負担金 | 家畜防疫に係る町負担金 | R6～R9 | 100 | | | | | 100 |
| 小計 | | | | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100 | |
| 交通安全と防犯 | 交通安全施設整備 | カーブミラー等整備 | R6～R9 | 4,950 | | | | | 4,950 | |
| | 外灯・防犯灯LED化事業 | 外灯・防犯灯LED化 | R6～R9 | 5,200 | | | | | 5,200 | |
| | 小計 | | | 10,150 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,150 | |
| | | 小計 | | 506,501 | 10,972 | 17,600 | 277,651 | 100,000 | 100,278 | |

◇次世代につなぐ持続可能な産業づくり

(単位：千円)

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業年度 | 事業費 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|-------|---------------------|---------------------------------|-------|---------|--------|--------|-----|---------|----|
| | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他特定財源 | |
| 農業の振興 | 畜産奨励補助金事業 | 畜産農家への奨励補助 | R6～R9 | 13,304 | | | | 13,304 | |
| | 酪農へルバ－補助金事業 | 酪農へルバ－利用者へ補助 | R6～R9 | 4,000 | | | | 4,000 | |
| | 農業経営振興事業 | 果樹振興、鳥獣防護柵、作物拡大、免許取得、雇用、研修などの補助 | R6～R9 | 6,800 | | | | 6,800 | |
| | 中山間地域等直接支払制度交付金事業 | 集団営農の推進、多面的機能の確保 | R6～R9 | 125,276 | 62,636 | 31,320 | | 31,320 | |
| | 多面的機能支払交付金事業 | 多面的機能を支える共同作業と水路等の質的向上を図る作業を支援 | R6～R9 | 134,144 | 67,072 | 33,536 | | 33,536 | |
| | 環境保全型農業直接支払交付金事業 | 有機農産物等の生産に対する支援 | R6～R9 | 20,104 | 10,052 | 5,024 | | 5,028 | |
| | 農業次世代人材投資事業 | 新規就農者への経営支援 | R6～R7 | 2,250 | 2,250 | | | | |
| | 新規就農者育成総合対策事業 | 新規就農者への経営支援 | R6～R9 | 6,000 | 6,000 | | | | |
| | 湯前版中山間地域直接支払制度交付金事業 | 集団営農の推進 | R6～R9 | 12,988 | | | | 12,988 | |
| | 農業機械施設等導入事業 | 機械等導入補助 | R6～R9 | 16,000 | | | | 16,000 | |
| | 農業用施設等導入事業 | 施設・資材等導入補助 | R6～R9 | 8,000 | | | | 8,000 | |
| | 農業法人化支援事業 | 法人化する農業者に対する支援 | R6～R9 | 8,000 | | | | 8,000 | |
| | 後継者等支援事業 | 後継者等の補助 | R6～R9 | 1,440 | | | | 1,440 | |
| | 農業公社補助金事業 | 公社事業補助 | R6～R9 | 12,000 | | | | 12,000 | |

(単位：千円)

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業年度 | 事業費 | 財源内訳 | | | | 備考 | | |
|-------|-----------------------|--------------------------------|------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--|
| | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他特定財源 | | 一般財源 | |
| 農業の振興 | 鳥獣被害防止総合対策事業 | 鹿、イノシシ、サル等の捕獲補助 | R6～R9 | 26,480 | 18,360 | 2,020 | | | 6,100 | | |
| | 農業振興地域整備計画策定業務 | 農業振興地域整備計画の全体見直しに係る業務 | R6～R8 | 12,300 | | | | | 12,300 | | |
| | 農産物加工施設(杵つき精米所)改修業務 | 杵つき精米所の改修工事、監理業務、備品購入、機械メンテナンス | R6 | 10,000 | | | | | 10,000 | | |
| | 農産物加工施設(杵つき精米所)指定管理業務 | 杵つき精米所の指定管理に係る補助 | R6～R9 | 8,000 | | | | | 8,000 | | |
| | 古城土捨て場整備 | 土捨て場整備工事 | R6～R9 | 65,098 | | | | | 65,098 | | |
| | 水利施設等保全高度化事業 | 水路内老朽化所の改修・補修工事 | R6～R9 | 1,275,000 | 701,250 | 350,625 | 109,000 | 95,625 | 18,500 | | |
| | 小計 | | | 1,767,184 | 867,620 | 422,525 | 109,000 | 95,625 | 272,414 | | |
| | 林業の振興 | 森林環境保全整備事業 | 町有林内の人工造林他 | R6～R9 | 292,872 | 193,688 | | | 32,364 | 66,820 | |
| | | 森林環境譲与税事業 | 森林環境譲与税事業 | R6～R9 | 44,072 | | | | 44,072 | | |
| | | 小計 | | | 336,944 | 193,688 | 0 | 0 | 76,436 | 66,820 | |

(単位：千円)

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業年度 | 事業費 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|---------------|------------------|---------------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他特定財源 | |
| 商工業の振興 | 商工会補助金 | 商工会親会、青年部、女性部への補助 | R6～R9 | 28,000 | | | | 28,000 | |
| | 小規模事業者持続化補助金 | 小規模事業者の販売促進事業等の補助 | R6～R9 | 2,000 | | | | 2,000 | |
| | 事業承継サポート事業 | 事業承継を行う承継者を支援 | R6～R9 | 12,000 | | | | 12,000 | |
| | 避難防災交流施設指定管理 | 避難防災交流施設指定管理 | R6～R9 | 19,028 | | | | 19,028 | |
| | レールウィング複合施設指定管理 | レールウィング複合施設指定管理 | R6～R9 | 16,800 | | | | 16,800 | |
| | サテライトオフィス等誘致事業 | 企業誘致促進のための支援 | R6～R9 | 2,400 | | | | 2,400 | |
| | ワーケーション推進事業 | ワーケーション推進 | R6～R9 | 23,920 | 10,440 | | | 13,480 | |
| | 商工業振興事業 | 機械・施設導入等に係る費用を補助 | R6～R9 | 36,000 | | | | 36,000 | |
| | レールウィング複合施設再整備事業 | レールウィング複合施設再整備に係る経費 | R6～R7 | 350,000 | 175,000 | 175,000 | | | |
| | 湯前町商工会青年部補助金 | ARを活用した観光振興事業 | R6～R7 | 7,600 | | | | 7,600 | |
| サテライトオフィス整備事業 | サテライトオフィス整備に係る経費 | R6～R8 | 23,500 | 10,000 | 13,500 | | | | |
| 小計 | | | | 521,248 | 185,000 | 10,440 | 188,500 | 0 | 137,308 |

(単位：千円)

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業年度 | 事業費 | 財源内訳 | | | | | 備考 | |
|-------|-------------------|-----------------|-------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|--------|-------|
| | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他特定財源 | 一般財源 | | |
| 観光の振興 | イベント補助金 | 漫画フェスタ等イベント補助 | R6～R9 | 33,500 | | | | | 33,500 | | |
| | 観光物産協会補助金 | 観光物産協会事業補助 | R6～R9 | 19,200 | | | | | 19,200 | | |
| | 人吉球磨観光地域づくり協議会補助金 | 事業費分 | | R6 | 4,193 | 2,000 | | | | 2,000 | 193 |
| | | 事務費分 | | R6 | 1,186 | | | | | | 1,186 |
| | グリーンハブ指定管理 | グリーンハブ指定管理 | R6～R9 | 54,208 | | | | | | 54,208 | |
| | キャンプ場誘客促進事業 | キャンプ場誘客促進事業補助 | R6 | 3,000 | | | | | | 3,000 | |
| | キャンプ場トイレ改修事業 | キャンプ場トイレ洋式化改修工事 | R6 | 5,000 | | | | | | 5,000 | |
| | 観光案内板設置事業 | 町内観光案内看板の設置 | R6 | 18,000 | 9,000 | | 9,000 | | | | |
| 小計 | | | | 138,287 | 11,000 | 0 | 9,000 | 2,000 | 116,287 | | |
| | | 計 | | 2,763,663 | 1,257,308 | 432,965 | 306,500 | 174,061 | 592,829 | | |

◇ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくり

(単位：千円)

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業年度 | 事業費 | 財源内訳 | | | | | 備考 |
|-----------|-----------------------|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|----|
| | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他特定財源 | 一般財源 | |
| 交通体系の整備 | 町道新村線歩道整備事業 | 歩道整備 | R6 | 50,000 | 28,700 | 21,300 | | | | |
| | 町道舗装補修事業 | 舗装修繕 | R6～R9 | 208,000 | 114,000 | 94,000 | | | | |
| | 橋梁定期点検事業 | 橋梁定期点検 | R7～R9 | 27,000 | 17,670 | | | 9,330 | | |
| | 永岡トンネル定期点検事業 | トンネル定期点検 | R9 | 3,000 | 1,963 | | | 1,037 | | |
| | 町道整備事業 | 歩道整備、道路改良、単車事業負担 | R6～R9 | 344,175 | 156,400 | 173,400 | | 14,375 | | |
| | 地方バス等運営補助金 | 地方バス維持等に係る補助 | R6～R9 | 16,800 | 61 | | | 16,739 | | |
| | くま川鉄道経営安定化補助金 | くま川鉄道運営等に係る補助 | R6～R9 | 32,012 | | 32,012 | | | | |
| | くま川鉄道再生協議会負担金 | 協議会負担金 | R6～R9 | 7,047 | | | | 7,047 | | |
| | 人吉球磨スマートフォンチェンジ協議会負担金 | 協議会負担金 | R6～R9 | 8,390 | | | | 8,390 | | |
| | 小計 | | | 696,424 | 318,733 | 320,712 | 61 | 0 | 56,918 | |
| 上水道 | 老朽管更新事業 | 配水管布設 | R6～R9 | 317,908 | 85,231 | 210,000 | | 22,677 | | |
| | 小計 | | 317,908 | 85,231 | 210,000 | 0 | 22,677 | 0 | | |
| 公共下水道と浄化槽 | 球磨川上流域下水道事業 | 維持管理負担金 | R6～R9 | 162,864 | | | | 162,864 | | |
| | | 建設負担金 | R6～R9 | 33,232 | | 33,200 | | 32 | | |
| | 下水道事業経営戦略改定 | 下水道事業経営戦略の見直し | R7 | 8,000 | 4,000 | | | 4,000 | | |
| | 不明水調査事業 | 下水道へ流入する不明水調査 | R7 | 10,000 | 5,000 | | | 5,000 | | |
| | 下水道接続補助事業 | 下水道接続補助 | R6～R9 | 2,400 | | | | 2,400 | | |
| | 浄化槽設置整備事業 | 浄化槽設置補助 | R6～R9 | 7,944 | 1,328 | 2,324 | | | 4,292 | |
| 小計 | | | 224,440 | 10,328 | 33,200 | 2,324 | 174,296 | 4,292 | | |

(単位：千円)

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業年度 | 事業費 | 財源内訳 | | | | 備考 | |
|-------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他特定財源 | | 一般財源 |
| 住宅対策 | 地域優良賃貸住宅整備事業 | 地域優良賃貸住宅整備 | R6～R7 | 37,500 | 16,650 | 20,800 | | 50 | | |
| | 公営住宅集約化計画策定 | 計画策定 | R9 | 10,000 | | | | 10,000 | | |
| | 分譲地整備事業 | 分譲地整備 | R6～R8 | 45,500 | | | | 45,500 | | |
| | 単身向け住宅整備事業 | 単身向け住宅建設整備 | R7～R9 | 80,620 | | | 80,620 | | | |
| | 住居リフォーム補助事業 | 住居リフォームに対する補助 | R7～R9 | 12,000 | | | 12,000 | | | |
| | 空き家リフォーム等補助事業 | 空き家リフォーム等に対する補助 | R6～R9 | 4,000 | | | | 4,000 | | |
| | 新築応援補助金 | 個人住宅の新築に対する補助 | R6～R9 | 43,200 | | | 43,200 | | | |
| | 耐震改修等事業 | 耐震改修等事業 | 木造住宅耐震改修等に対する補助 | R6～R9 | 4,408 | 2,136 | | | | 2,272 |
| | | | ブロック塀耐震化に対する補助 | R6～R9 | 800 | 400 | 200 | | | 200 |
| | | | 土砂災害危険住宅の移転補助 | R6 | 3,000 | | 3,000 | | | |
| | 小計 | | | | 241,028 | 19,186 | 20,800 | 135,820 | 62,022 | |
| | 環境衛生 | 生ごみ設置機・容器設置補助 | 処理機・容器設置に対する補助 | R6～R9 | 1,080 | | | | 1,080 | |
| | | 人吉球磨広域行政組合負担金 | ごみ処理施設等に伴う負担金 | R6～R9 | 187,416 | | | | 187,416 | |
| | | | し尿処理施設等に伴う負担金 | R6～R9 | 37,640 | | | | 37,640 | |
| 水上斎場維持管理負担金 | | | R6～R9 | 8,804 | | | | 8,804 | | |
| ごみ収集運搬業務委託 | | 家庭ごみ収集運搬業務 | R6～R9 | 30,432 | | | | 30,432 | | |
| 小計 | | | | 265,372 | 0 | 0 | 0 | 265,372 | | |
| 小計 | | | | 1,745,172 | 433,478 | 584,712 | 332,793 | 388,604 | | |

(単位：千円)

◇ささえ愛で心温まる福祉づくり

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業年度 | 事業費 | 財源内訳 | | | | 備考 | |
|-----------------|------------------|-----------------------------------|-----------------|-----------|---------|---------|-----|-----------|---------|--------|
| | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他特定財源 | | 一般財源 |
| 地域福祉活動計画 | 町民生委員協議会補助金 | 民生・児童委員の活動等への補助 | R6～R9 | 7,600 | | 812 | | 6,788 | | |
| | 町社会福祉協議会補助金 | 社会福祉協議会の運営及び事業の補助 | R6～R9 | 96,976 | | | | 96,976 | | |
| | 町ボランティア連絡協議会補助金 | ボランティア活動の支援 | R6～R9 | 792 | | | | 792 | | |
| | 町シルバー人材センター運営補助金 | 高齢者の生き甲斐と就労支援 | R6～R9 | 3,600 | | | | 3,600 | | |
| | 高齢者等移動支援助成金 | 高齢者等へのタクシ一等の助成 | R6～R9 | 29,760 | | | | 29,760 | | |
| | 地域消費生活ネットワーク負担金 | 消費生活に係る被害防止 | R6～R9 | 804 | | | | 804 | | |
| | 成年後見センター運営委託料 | 判断能力が不十分な人へ法律的に支援 | R6～R9 | 3,084 | 1,528 | 276 | | 1,280 | | |
| | 小計 | | | 142,616 | 1,528 | 1,088 | 0 | 140,000 | | |
| | 高齢者福祉 | 養護老人ホーム入所措置事業 | 老人ホーム等の入所に伴う負担金 | R6～R9 | 57,600 | | | | 9,864 | 47,736 |
| | | 高齢者生活福祉センター指定管理料 | 福祉センターの管理運営の委託 | R6～R9 | 37,547 | | | | 2,880 | 34,667 |
| 老人クラブ活動補助金 | | 老人の生き甲斐と健康づくりへの補助 | R6～R9 | 6,732 | | 2,624 | | | 4,108 | |
| 敬老祝金給付事業 | | 敬老の意を表し祝い金を贈呈 | R6～R9 | 16,080 | | | | | 16,080 | |
| 高齢者生活福祉センター整備事業 | | 老朽化に伴う施設改修 | R6 | 22,000 | | | | | 22,000 | |
| シニアカー等購入費補助金 | | シニアカー及び電動アシスト自転車の購入補助 | R6～R7 | 500 | | | | | 500 | |
| 介護サービス等諸費 | | 要介護認定者の介護サービス給付費 | R6～R9 | 2,175,800 | 588,996 | 325,280 | | 1,261,524 | | |
| 介護予防サービス等諸費 | | 要支援認定者の介護予防サービス給付 | R6～R9 | 60,684 | 16,424 | 9,072 | | 35,188 | | |
| 地域支援サービス | | 要介護状態・要支援状態の予防事業の実施自立した生活ができるよう支援 | R6～R9 | 123,088 | 56,676 | 20,428 | | 45,984 | | |
| 小計 | | | | 2,500,031 | 662,096 | 357,404 | 0 | 1,355,440 | 125,091 | |

(単位：千円)

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業年度 | 事業費 | 財源内訳 | | | | | 備考 |
|------|----------------------------|---------------------------|-------|---------|---------|---------|-----|---------|---------|----|
| | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他特定財源 | 一般財源 | |
| 児童福祉 | 保育所等運営費 | 保育施設2・広域入所運営費補助 | R6～R9 | 675,024 | 333,134 | 135,502 | | 13,039 | 193,349 | |
| | 子どものための教育・保育給付費(地方単独費用補助金) | 1号認定給付費に対する補助 | R6～R9 | 21,052 | | 10,524 | | | 10,528 | |
| | 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業 | 支援員等の賃上げに対する補助 | R6～R9 | 6,072 | 2,024 | 2,024 | | | 2,024 | |
| | 放課後児童支援員等処遇改善等事業 | 学童クラブ支援員等処遇改善費用に対する補助 | R6～R9 | 26,056 | 8,684 | 8,684 | | | 8,688 | |
| | 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 | 学童クラブ支援員の経験年数等に応じた処遇改善費補助 | R6～R9 | 9,988 | 3,328 | 3,328 | | | 3,332 | |
| | 放課後児童クラブ支援事業 | 障がい児等の受入体制に要する人件費への補助 | R6～R9 | 32,144 | 10,712 | 10,712 | | | 10,720 | |
| | 延長保育事業補助金 | 延長保育を行う園に対する補助 | R6～R9 | 2,400 | 800 | 800 | | | 800 | |
| | 保育体制強化事業 | 保育補助者を雇用する園への補助 | R6～R9 | 4,800 | | 3,600 | | | 1,200 | |
| | 子育てのための施設等利用給付事業 | 幼児教育無償化に伴う預かり保育無償化 | R6～R9 | 2,880 | 1,440 | 720 | | | 720 | |
| | 保育所地域活動事業補助金 | 育児講座世代間交流事業費補助 | R6～R9 | 2,400 | | | | | 2,400 | |
| | 多子世帯子育て支援事業 | 保育料軽減措置 | R6～R9 | 9,936 | | 4,968 | | | 4,968 | |
| | 病児・病後児保育事業 | 負担金および園内事業に対する補助 | R6～R9 | 35,488 | 11,112 | 11,112 | | | 13,264 | |
| | 乳児全戸訪問事業 | 生後4ヶ月までの赤ちゃん家庭訪問 | R6～R9 | 80 | 24 | 24 | | | 32 | |

(単位：千円)

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業年度 | 事業費 | 財源内訳 | | | | | 備考 |
|--------|------------------|------------------|-------|---------|-----------|---------|---------|---------|--------|---------|
| | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他特定財源 | 一般財源 | |
| 児童福祉 | 養育支援訪問事業 | 家事育児支援等が必要な家庭を支援 | R6～R9 | 1,108 | 368 | 368 | | | 372 | |
| | 地域子育て支援拠点事業 | 乳児、保護者の交流や子育て相談等 | R6～R9 | 52,104 | 17,368 | 17,368 | | | 17,368 | |
| | 一時預かり事業 | 非在園児等の一時預かり | R6～R9 | 35,680 | 11,892 | 11,892 | | | 11,896 | |
| | 児童手当 | 児童手当制度に基づく給付事業 | R6～R9 | 164,000 | 112,624 | 25,048 | | | 26,328 | |
| | 児童手当システム改修業務 | 制度改正に基づくシステム改修 | R6 | 1,413 | 1,412 | | | | 1 | |
| | 放課後児童健全育成事業 | 学童クラブ運営補助 | R6～R9 | 93,992 | 31,328 | 31,328 | | | 31,336 | |
| | 障害児保育事業補助金 | 障害児保育事業補助 | R7～R9 | 1,296 | | | | | 1,296 | |
| | 少子化対策総合交付金事業 | 早産予防、妊婦歯科検診への補助 | R6～R9 | 10,432 | | 712 | | | 9,720 | |
| | 出産・子育て応援交付金事業 | 妊婦子育て期の経済的支援を実施 | R6～R9 | 8,504 | 5,580 | 1,456 | | | 1,468 | |
| | 出生祝い金給付事業 | 出産育児への助成金支給 | R6～R9 | 12,000 | | | 12,000 | | | |
| | 児童虐待防止事業 | 児童虐待未然防止、改善・解消 | R6～R9 | 660 | | | | | 660 | |
| | 子ども子育て支援事業計画策定事業 | 計画策定 | R6 | 4,433 | | | | | 4,433 | |
| | 保育施設整備事業 | 湯前保育園が行う施設改修の補助 | R6 | 23,000 | | | | 23,000 | | |
| | 小計 | | | | 1,236,942 | 551,830 | 280,170 | 0 | 48,039 | 356,903 |
| ひとり親福祉 | ひとり親家庭等医療費助成事業 | ひとり親家庭の医療費助成 | R6～R9 | 1,352 | | 656 | | | 696 | |
| | 小計 | | | 1,352 | 0 | 656 | 00 | 0 | 696 | |

(単位：千円)

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業年度 | 事業費 | 財源内訳 | | | | 備考 | |
|-------|----------------------|--------------------------|-------|---------|---------|---------|-----|---------|---------|------|
| | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他特定財源 | | 一般財源 |
| 障がい福祉 | 障がい者地域生活支援事業 | 日常生活用具給付・移動支援・意志疎通支援事業など | R 6～9 | 18,180 | 9,088 | 4,544 | | | 4,548 | |
| | 障がい者補装具給付事業 | 補装具の購入・修理 | R 6～9 | 4,000 | 2,000 | 1,000 | | | 1,000 | |
| | 障害者自立支援医療給付事業 | 更生医療費の給付 | R 6～9 | 5,080 | 2,540 | 1,268 | | | 1,272 | |
| | 重度心身障害者医療費助成事業 | 重度障がい者への医療費助成 | R 6～9 | 31,200 | | 15,600 | | | 15,600 | |
| | 介護給付・訓練等給付事業 | 障害福祉サービス事業 | R 6～9 | 703,968 | 351,984 | 175,992 | | | 175,992 | |
| | 障がい者福祉年金支給事業 | 福祉年金の支給 | R 6～9 | 4,000 | | | | | 4,000 | |
| | 障害児通所事業 | 障害児サービス事業 | R 6～9 | 109,320 | 54,660 | 27,328 | | | 27,332 | |
| | 地域活動支援センター事業 | 障がい者の日中の活動をサポート | R 6～9 | 14,800 | 3,000 | 1,500 | | 2,136 | 8,164 | |
| | 障害福祉計画策定業務委託料 | 計画策定 | R 8 | 2,000 | | | | | 2,000 | |
| | 地域療育支援事業 | 療育に関する援助、調整 | R 6～9 | 1,316 | | | | | 1,316 | |
| | 地域活動支援センター事業 | 社会参加支援および啓発事業 | R 6～9 | 2,360 | 300 | 148 | | | 1,912 | |
| | 障害者相談支援事業 | 障がいに関する相談支援 | R 6～9 | 4,020 | | | | | 4,020 | |
| | 球磨郡障害認定審査会運営事業 | 障害認定審査会の運営 | R 6～9 | 2,936 | | | | | 2,936 | |
| | 障害児居宅生活支援利用者負担特別助成事業 | 障害児サービス費自己負担の助成 | R 6～9 | 1,328 | | | | | 1,328 | |
| | 巡回支援専門員整備事業 | 保育園等の施設への巡回支援 | R 6～9 | 3,152 | 1,576 | 788 | | | 788 | |
| 小計 | | | | 907,660 | 425,148 | 228,168 | 0 | 2,136 | 252,208 | |

(単位：千円)

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業年度 | 事業費 | 財源内訳 | | | | 備考 | |
|--------|----------------------------|------------------|-------|---------|-------|-------|-----|---------|---------|------|
| | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他特定財源 | | 一般財源 |
| 町民保健 | 妊婦健康診査委託料 | 妊婦健診にかかる費用の負担軽減 | R 6～9 | 8,444 | | 176 | | | 8,268 | |
| | 各種がん検診委託料 | 各種がん検診の実施 | R 6～9 | 101,680 | | 188 | | | 101,492 | |
| | 公立多良木病院企業団負担金 | 構成町村負担 | R 6～9 | 57,196 | | | | | 57,196 | |
| | 病院群輪番制病院運営事業負担金 | 中核医療施設の医療体制への補助 | R 6～9 | 1,928 | | | | | 1,928 | |
| | 熊本県へき地医療自治体病院開設者協議会負担金 | 県内へき地自治体病院の医師確保等 | R 6～9 | 116 | | | | | 116 | |
| | 町生活改善推進協議会補助金 | 食生活改善の推進団体への活動補助 | R 6～9 | 800 | | | | | 800 | |
| | 乳幼児医療費助成事業 | 乳幼児の医療費負担の軽減 | R 6～9 | 1,600 | | | | | 1,600 | |
| | 各年代歯科検診事業 | 地元歯科医による歯科検診 | R 6～9 | 2,240 | | | | | 2,240 | |
| | 子ども医療費助成事業 | 高校生までの医療費助成 | R 6～9 | 57,140 | | 7,516 | | | 49,624 | |
| | おたふくかぜワクチン接種補助金 | | R 6～9 | 988 | | | | | 988 | |
| | インフルエンザワクチン接種補助金 (6か月～18歳) | | R 6～9 | 2,152 | | | | | 2,152 | |
| | インフルエンザワクチン接種補助金 (65歳以上) | | R 6～9 | 18,840 | | | | | 18,840 | |
| | 高齢者肺炎球菌ワクチン接種補助金 | | R 6～9 | 1,132 | | | | | 1,132 | |
| | 带状疱疹ワクチン接種補助金 (50歳以上) | | R 6～9 | 1,288 | | | | | 1,288 | |
| | 風しん抗体検査 | | R 6 | 353 | | 176 | | | 177 | |
| 産後ケア事業 | 産後一年未満の母子へ行う産後ケア | R 6～9 | 3,956 | | 1,976 | | | 1,980 | | |
| 小計 | | | | 259,853 | 2,152 | 7,880 | 0 | 0 | 249,821 | |

(単位：千円)

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業年度 | 事業費 | 財源内訳 | | | | | 備考 |
|------|------------|-------------------------|------|-----------|-----------|---------|---------|-------------|-----------|----|
| | | | | | 国庫 支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 特定財源 | 一般財源 | |
| 保険医療 | 国民健康保険給付 | 保険事業 | R6～9 | 475,764 | 56,976 | | 418,788 | | | |
| | 国保ヘルスアップ事業 | 特定検診未受診者勧奨及び生活習慣病等重症化予防 | R6～9 | 17,284 | 13,740 | | | 3,544 | | |
| | 後期高齢者医療保険 | 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施 | R6～9 | 39,744 | | | | 39,744 | | |
| 小計 | | | | 532,792 | 70,716 | 0 | 418,788 | 43,288 | 0 | |
| | | 計 | | 5,581,246 | 1,713,470 | 875,366 | 418,788 | 1,448,903 | 1,124,719 | |

◇地域をつなぐ人づくり

(単位：千円)

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業年度 | 事業費 | 財源内訳 | | | | | 備考 |
|------|----------------|---------------|-------|---------|--------|-------|--------|---------|--------|----|
| | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他特定財源 | 一般財源 | |
| 学校教育 | 湯前小学校グラウンド改修事業 | 湯前小学校グラウンド改修 | R7 | 53,000 | 17,666 | | 35,300 | | 34 | |
| | 小中学校トイレ改修事業 | 小中学校トイレ改修 | R7 | 16,000 | 5,000 | | 11,000 | | | |
| | 小中学生英検料補助事業 | 小中学生英検受験料補助 | R6～R9 | 828 | | 60 | | | 768 | |
| | 高校生等通学費補助事業 | 高校生等通学費補助 | R6～R9 | 7,217 | | | | | 7,217 | |
| | 給食調理業務委託 | 調理業務委託 | R6～R9 | 79,168 | | | | | 79,168 | |
| | 学校給食費補助 | 学校給食費補助 | R6～R9 | 52,293 | | | 52,200 | | 93 | |
| | 小計 | | | 208,506 | 22,666 | 60 | 98,500 | | 87,280 | |
| 社会教育 | 生涯学習教育の推進 | 各種教室・講座等の開催 | R6～R9 | 9,800 | | | | | 9,800 | |
| | 公民分館活動の振興 | 分館活動補助・花づくり奨励 | R6～R9 | 8,860 | | | | | 8,860 | |
| | 公民館施設整備支援事業 | 分館改修等補助 | R6～R9 | 1,864 | | | | | 1,864 | |
| | 地域コミュニティ活性化事業 | 地域住民活動補助 | R6～R9 | 2,000 | | | | | 2,000 | |
| | 中央公民館等改修工事 | 中央公民館・美術館改修 | R6 | 85,000 | | | 42,500 | 42,500 | | |
| | 地域学校協働活動 | 学校と地域をつなぐ活動 | R6～R9 | 2,924 | | 1,460 | | | 1,464 | |
| | 小計 | | | 110,448 | 0 | 1,460 | 42,500 | 42,500 | 23,988 | |

(単位：千円)

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業年度 | 事業費 | 財源内訳 | | | | | 備考 |
|------------|------------------------------|--------------------------|-------|---------|---------|---------|--------|---------|--------|----|
| | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他特定財源 | 一般財源 | |
| 社会体育 | 社会体育施設総合整備事業 | (トレーニングルーム・グラウンド・艇庫・弓道場) | R8～R9 | 66,000 | | 46,000 | | 20,000 | | |
| | 小計 | | | 66,000 | 0 | 46,000 | | 20,000 | 0 | |
| 文化財保護と文化振興 | 文化財保存修理事業 | 地域文化財振興補助 | R6～R9 | 3,796 | | | | | 3,796 | |
| | 明導寺阿弥陀堂屋根修理・九重石塔耐震対策事業 | | R6～R8 | 108,100 | 52,550 | 52,400 | | | 3,150 | |
| | 文化財周辺整備事業 | 下里御大師堂・八勝寺・宝陀寺周辺整備 | R6～R9 | 65,792 | 30,000 | 35,000 | | | 792 | |
| | 那須良輔作品・関連資料群アーカイブ・漫画資源活用推進事業 | 公立美術館共同巡回展事業ほか | R6～R9 | 14,424 | | | | 7,366 | 7,058 | |
| | 小計 | | | 192,112 | 82,550 | 87,400 | | 7,366 | 14,796 | |
| | | 計 | | 577,066 | 105,216 | 274,400 | 69,866 | 126,064 | | |

◇みんなで描き育むまちづくり

(単位：千円)

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業年度 | 事業費 | 財源内訳 | | | | | 備考 |
|-------|---------------------------|--------------------|-------|---------|---------|-------|-----|---------|---------|----|
| | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他特定財源 | 一般財源 | |
| 情報化 | 公共施設 Wi-Fi 運営費 | 庁舎や観光施設の Wi-Fi 運営費 | R6～R9 | 6,100 | | | | | 6,100 | |
| | デジタルサイネージ導入 | 電新たな情報発信の構築 | R8 | 5,000 | | 2,500 | | | 2,500 | |
| | 会議用タブレット購入事業 | 議会や会議でペーパーレス化 | R8 | 3,060 | | | | | 3,060 | |
| | オンライン申請システムの活用 | 住民向け電子申請の構築 | R6～R9 | 4,060 | | | | | 4,060 | |
| | 文書管理・電子決裁導入事業 | 文書のペーパーレス、電子管理 | R6～R9 | 17,100 | | | | | 17,100 | |
| | 地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業 | 標準化・共通化システム移行対応 | R6～R7 | 39,545 | 13,391 | | | | 26,154 | |
| | 小計 | | | | 141,548 | | | | 141,548 | |
| 参画と協働 | 若者会議 | 若者のまちづくり参画を促す会議の開催 | R6～R9 | 800 | | | | | 800 | |
| | 男女共同参画推進懇話会 | 男女共同参画の推進 | R6～R9 | 192 | | | | | 192 | |
| | 地域おこし協力隊 | 外部人材を登用 | R6～R9 | 140,556 | | | | | 140,556 | |
| | 小計 | | | 141,548 | 0 | 0 | 0 | 0 | 141,548 | |

(単位：千円)

| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業年度 | 事業費 | 財源内訳 | | | | | 備考 |
|-----------------------|------------------|------------------|-------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----|
| | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他特定財源 | 一般財源 | |
| 行 財 政 運 営 | 職員研修 | スキルアップ、資質の向上を図る | R6～R9 | 12,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12,000 | |
| | 職員人事評価 | 能力評価、業績評価による人事管理 | R6～R9 | 5,280 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,280 | |
| | 社会保障・税番号制度システム整備 | | R6～R9 | 18,860 | 10,476 | | | | 8,384 | |
| | 住基ネットワーク | | R6～R9 | 16,283 | 0 | 0 | 0 | 1,520 | 14,763 | |
| | 戸籍電算化事業 | | R6～R9 | 29,095 | 2,244 | | | 4,456 | 22,395 | |
| | 小計 | | | 81,518 | 12,720 | 0 | 0 | 5,976 | 62,822 | |
| | | 計 | | 297,931 | 26,111 | 2,500 | 0 | 5,976 | 263,344 | |
| | 総計 | | | 11,471,579 | 3,546,555 | 1,335,536 | 1,862,051 | 2,131,599 | 2,595,838 | |

◇普通会計歳入計画表

(単位：千円、%)

| 区分 | 年度 | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | 令和7年度 | | | 令和8年度 | | | 令和9年度 | | |
|----|-------------|-----------|---------|-------|-----------|---------|-------|-----------|---------|-------|-----------|---------|-------|-----------|---------|-------|
| | | 決算額 | 対前年度増減率 | 構成比 | 決算見込額 | 対前年度増減率 | 構成比 | 計画額 | 対前年度増減率 | 構成比 | 計画額 | 対前年度増減率 | 構成比 | 計画額 | 対前年度増減率 | 構成比 |
| 1 | 地方税 | 294,452 | △1.4 | 6.1 | 268,009 | △9.0 | 5.7 | 263,105 | △1.8 | 6.1 | 258,400 | △1.8 | 6.8 | 254,053 | △1.7 | 6.7 |
| 2 | 地方譲与税等 | 128,042 | △4.2 | 2.7 | 118,386 | △7.5 | 2.5 | 118,386 | 0.0 | 2.8 | 118,386 | 0.0 | 3.1 | 118,386 | 0.0 | 3.1 |
| 3 | 地方交付税 | 1,834,881 | △2.5 | 38.1 | 1,670,000 | △9.0 | 35.5 | 1,670,000 | 0.0 | 38.8 | 1,670,000 | 0.0 | 44.1 | 1,670,000 | 0.0 | 44.1 |
| | 小計(A) | 2,257,375 | △2.5 | 46.8 | 2,056,395 | △8.9 | 43.8 | 2,051,491 | △0.2 | 47.7 | 2,046,786 | △0.2 | 54.1 | 2,042,439 | △0.2 | 54.0 |
| 4 | 分担金・負担金 | 7,581 | △43.8 | 0.2 | 16,101 | 112.4 | 0.3 | 23,458 | 45.7 | 0.5 | 27,592 | 17.6 | 0.7 | 27,527 | △0.2 | 0.7 |
| 5 | 使用料 | 42,462 | △18.5 | 0.9 | 29,408 | △30.7 | 0.6 | 26,651 | △9.4 | 0.6 | 26,651 | 0.0 | 0.7 | 26,651 | 0.0 | 0.7 |
| 6 | 手数料 | 2,686 | △4.9 | 0.1 | 2,858 | 6.4 | 0.1 | 2,858 | 0.0 | 0.1 | 2,858 | 0.0 | 0.1 | 2,858 | 0.0 | 0.1 |
| 7 | 国庫支出金 | 878,080 | 0.8 | 18.2 | 742,227 | △15.5 | 15.8 | 592,886 | △20.1 | 13.8 | 535,501 | △9.7 | 14.1 | 1,026,072 | 91.6 | 27.1 |
| 8 | 県支出金 | 657,059 | 3.5 | 13.6 | 547,026 | △16.7 | 11.6 | 443,352 | △19.0 | 10.3 | 277,917 | △37.3 | 7.3 | 458,421 | 64.9 | 12.1 |
| 9 | 財産収入 | 31,537 | △56.3 | 0.7 | 27,237 | △13.6 | 0.6 | 27,237 | 0.0 | 0.6 | 27,237 | 0.0 | 0.7 | 27,237 | 0.0 | 0.7 |
| 10 | 寄附金 | 84,900 | 162.2 | 1.8 | 104,000 | 22.5 | 2.2 | 104,000 | 0.0 | 2.4 | 104,000 | 0.0 | 2.7 | 104,000 | 0.0 | 2.7 |
| 11 | 繰入金 | 266,602 | 302.3 | 5.5 | 420,190 | 57.6 | 8.9 | 420,190 | 0.0 | 9.8 | 420,190 | 0.0 | 11.1 | 420,190 | 0.0 | 11.1 |
| 12 | 繰越金 | 172,759 | △56.1 | 3.6 | 100,000 | △42.1 | 2.1 | 200,000 | 100.0 | 4.7 | 150,000 | △25.0 | 4.0 | 200,000 | 33.3 | 5.3 |
| 13 | 諸収入 | 31,204 | △52.0 | 0.6 | 36,167 | 15.9 | 0.8 | 36,167 | 0.0 | 0.8 | 36,167 | 0.0 | 1.0 | 56,167 | 55.3 | 1.5 |
| 14 | 地方債 | 387,396 | △44.5 | 8.0 | 616,700 | 59.2 | 13.1 | 371,806 | △39.7 | 8.6 | 130,806 | △64.8 | 3.5 | 306,206 | 134.1 | 8.1 |
| | 小計(B) | 2,562,266 | △11.7 | 53.2 | 2,641,914 | 3.1 | 56.2 | 2,248,605 | △14.9 | 52.3 | 1,738,919 | △22.7 | 45.9 | 2,655,329 | 52.7 | 70.1 |
| | 歳入合計(A)+(B) | 4,819,641 | △7.6 | 100.0 | 4,698,309 | △2.5 | 100.0 | 4,300,096 | △8.5 | 100.0 | 3,785,705 | △12.0 | 100.0 | 4,697,768 | 24.1 | 100.0 |

◇普通会計歳出計画表

(単位：千円、%)

| 区分 | 年度 | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | 令和7年度 | | | 令和8年度 | | | 令和9年度 | | |
|----|---------|-----------|-------------|-------|-----------|-------------|-------|-----------|-------------|-------|-----------|-------------|-------|-----------|-------------|-------|
| | | 決算額 | 一般財源 充当額 | 構成比 | 決算見込額 | 一般財源 充当額 | 構成比 | 計画額 | 一般財源 充当額 | 構成比 | 計画額 | 一般財源 充当額 | 構成比 | 計画額 | 一般財源 充当額 | 構成比 |
| 1 | 人件費 | 591,569 | 578,591 | 13.0 | 664,033 | 650,683 | 14.5 | 625,437 | 607,524 | 14.6 | 627,013 | 612,266 | 17.0 | 638,828 | 623,491 | 13.9 |
| 2 | 物件費 | 702,832 | 541,404 | 15.4 | 673,608 | 203,824 | 14.7 | 644,208 | 371,716 | 15.0 | 673,549 | 372,315 | 18.2 | 663,788 | 315,952 | 14.4 |
| 3 | 維持補修費 | 86,924 | 85,357 | 1.9 | 16,459 | 16,459 | 0.4 | 42,969 | 39,865 | 1.0 | 48,784 | 47,227 | 1.3 | 36,071 | 34,517 | 0.8 |
| 4 | 扶助費 | 477,210 | 157,295 | 10.5 | 475,723 | 256,617 | 10.4 | 479,635 | 186,549 | 11.2 | 477,523 | 200,154 | 12.9 | 477,627 | 214,440 | 10.4 |
| 5 | 補助費等 | 764,071 | 498,891 | 16.7 | 756,607 | 526,986 | 16.5 | 745,939 | 532,434 | 17.4 | 755,539 | 519,437 | 20.5 | 752,695 | 526,286 | 16.4 |
| 6 | 公債費 | 259,909 | 246,320 | 5.7 | 309,480 | 309,480 | 6.8 | 318,966 | 318,966 | 7.4 | 310,126 | 310,146 | 8.4 | 298,592 | 298,592 | 6.5 |
| 7 | 積立金 | 247,413 | 243,819 | 5.4 | 21,618 | 20,000 | 0.5 | 20,000 | 20,000 | 0.5 | 20,000 | 20,000 | 0.5 | 20,000 | 20,000 | 0.4 |
| 8 | 投資及び出資金 | 300 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 9 | 繰出金 | 279,386 | 179,242 | 6.1 | 271,091 | 227,451 | 5.9 | 297,616 | 231,940 | 6.9 | 282,698 | 212,878 | 7.7 | 283,802 | 224,090 | 6.2 |
| | 小計 | 3,409,614 | 2,530,919 | 74.7 | 3,188,619 | 2,211,500 | 69.6 | 3,174,770 | 2,308,994 | 74.0 | 3,195,232 | 2,294,423 | 86.5 | 3,171,403 | 2,257,368 | 68.9 |
| 10 | 建設事業費 | 1,154,537 | 127,362 | 25.3 | 1,393,988 | 115,643 | 30.4 | 1,112,974 | 129,913 | 25.9 | 495,134 | 26,363 | 13.4 | 1,429,784 | 49,126 | 31.1 |
| | 普通建設事業費 | 510,142 | 92,073 | 11.2 | 886,608 | 47,083 | 19.3 | 713,974 | 112,897 | 16.6 | 435,134 | 19,499 | 11.8 | 1,354,784 | 41,038 | 29.4 |
| | 災害復旧事業費 | 644,395 | 35,289 | 14.1 | 507,380 | 68,560 | 11.1 | 399,000 | 17,016 | 9.3 | 60,000 | 6,864 | 1.6 | 75,000 | 8,088 | 1.6 |
| 11 | 予備費 | 400 | 400 | 0.0 | 2,000 | 2,000 | 0.0 | 2,000 | 2,000 | 0.0 | 2,000 | 2,000 | 0.1 | 2,000 | 2,000 | 0.0 |
| | 歳出合計 | 4,564,551 | 2,658,681 | 100.0 | 4,584,607 | 2,329,143 | 100.0 | 4,289,744 | 2,440,907 | 100.0 | 3,692,366 | 2,322,786 | 100.0 | 4,603,187 | 2,308,494 | 100.0 |
| | 歳入歳出差引額 | 255,090 | | | 113,702 | | | 10,352 | | | 93,339 | | | 94,581 | | |

第6次 湯前町総合計画 後期基本計画
(令和6年度～令和9年度)

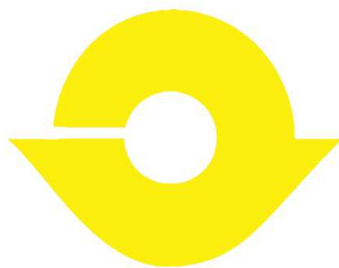
<発行> 令和6年3月

<発行者> 湯前町 企画観光課

〒868-0621

熊本県球磨郡湯前町 1989 番地 1

☎ 0966(43)4111 / FAX0966(43)3013



第6次 湯前町総合計画 後期基本計画

令和6年度～令和9年度